

特別区議会議員講演会（令和6年度第2回）



自治体における 「こどもや若者に関する取組」の推進について

杏林大学客員教授
こども家庭庁参与
前東京都三鷹市長（2003年～2019年）
特別区長会調査研究機構顧問

清原慶子

自己紹介

主な経歴

- ◆ 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了・社会学研究科博士課程単位取得退学
- ◆ 東京工科大学メディ学部教授・メディ学部長等を経て、2003年4月から東京都三鷹市長を4期16年つとめ、『自治基本条例』等を制定し、「三鷹ネットワーク大学推進機構」「花と緑のまち三鷹推進協議会」等のNPOを創始・推進するとともに、「安全安心パトロール」「見守りネットワーク」「地域ケアネットワーク」「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」「妊婦全員面接」「産後ケア」「発達障がい児の親のピアサポート」等の創始と推進、無作為抽出の市民による市民討議会（みたかまちづくりディスカッション）や審議会・市民会議の委員の依頼を実施するなど、【民学産公官の協働のまちづくり】を進める
- ◆ 市長在任中は、東京都市長会副会長・全国市長会子ども子育て施策担当副会長、文部科学省中央教育審議会委員・総務省情報通信審議会委員、内閣府：【子ども子育て会議】【少子化克服戦略会議】【障害者政策委員会】委員、厚生労働省【社会保障審議会少子化対策特別部会】委員等を歴任

現在の公職等

- ◆ こども家庭庁：参与
- ◆ 内閣府：【休眠預金等活用審議会】委員
- ◆ 総務省：行政評価局アドバイザー・【統計委員会】委員
- ◆ 文部科学省：【中央教育審議会】委員；【生涯学習分科会】会長・【社会教育特別部会】部会長
・【法科大学院等特別委員会】委員 【いじめ防止対策協議会】委員
- ◆ 厚生労働省：【社会保障審議会介護保険部会】専門委員
- ◆ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）：【代表者会議】委員
- ◆ 特別区長会調査研究機構：顧問 ◆（一社）情報システム研究所：理事 ◆（一財）日本防火防災協会：理事
- ◆（公財）日本都市センター：理事 ◆（一財）全国地域情報化推進協会：理事
- ◆ 全国知事会【地方自治先進政策センター頭脳センター】：専門委員 ◆（一財）自治研修協会：評議員
- ◆（公財）後藤・安田記念東京都市研究所：評議員 ◆一般社団法人安心ネットづくり促進協議会：顧問
- ◆ NPO法人全国こども食堂支援センター・おすびえ顧問

ご一緒に考えましょう!!

- こども・若者の頃の自分を覚えていますか？
- こども・若者の頃、しあわせだと思ったのはどのような時ですか？
- こども・若者の頃、しあわせではなかったと思ったのはどのような時ですか？
- 現在のこども・若者の視点に立って今のこども・若者のためにおとながすべきこと・できることはなんでしょう？
- 今の子育て世帯のために、こども・若者に関わる人々のためにどんな支援が必要でしょう？
- 議会として、自治体として、住民として、すべきこと・できることはなんでしょう？

本日の構成

1. 基礎自治体における【二元代表制】の意義
2. 少子化とこどもをめぐる現状
3. 【こども家庭庁】の設立と【こども基本法】
4. 【こども大綱】と【自治体こども計画】
5. こどもの【ウェルビーイング】と【こども・若者の意見表明機会の保障】
6. 【こども政策と教育政策の連携】の必要性
7. 【東京都のこども政策】の特徴
8. 【こども家庭庁】の来年度予算概算要求～いくつかの事例～
9. 【こどもまんなかまちづくり】と【議会】への期待

*本講演で使用する資料について、こども家庭庁・文部科学省・東京都等の資料を参照しつつ講師が説明で強調したい点について赤字にしたり、下線を引いたりしていることとお断りします。

1. 基礎自治体における【二元代表制】の意義

地方自治体における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

出典：全国市議会議長会

令和5(2023)年4月26日、地方自治法改正案が参議院本会議で可決・成立し、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されました(同年5月8日施行)。

地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

法改正後

- 第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。
- ②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

地方議会に係る憲法の規定

- 第九十三条 地方公共団体には、**法律の定めるところにより**、その議事機関として議会を設置する。
- ②地方公共団体の(略)議会の議員(略)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

国会の役割等に係る憲法の規定

- 第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。
- 第四十二条 (略)
- 第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
- ② (略)

住民の地方議会への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現の契機に！

事例：『三鷹市自治基本条例』の制定経過

- 2000年10月：みたか市民プラン21会議（清原は共同代表）の提案
- 2001年10月：第3次基本計画に『自治基本条例』の制定を明記
- 2002年10月～2003年10月：
まちづくり研究所第2分科会での検討（西尾勝座長）と報告書の提出
- 2003年4月：清原が三鷹市長1期目に就任
- 2004年1月：「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」開催
- 2004年7月：『自治基本条例』要綱案の策定
→まちづくり懇談会、出前説明会
- 2005年3月：『自治基本条例』検討試案の策定
→まちづくり懇談会、出前説明会
- 2005年6月：『自治基本条例』案を市議会に提出
市議会に「自治基本条例審査特別委員会」設置
- 2005年9月：『自治基本条例』可決成立
- 2006年2月：市制施行55周年記念みたか自治シンポジウム
- 2006年4月1日：『三鷹市自治基本条例』施行

【参加と協働】を理念とする

『三鷹市自治基本条例』前文 平成18(2006)年4月1日施行

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

市民の定義

「市民」の定義を、在住・在勤・在学の人に加え「市内で活動する人」まで広げ、
「在活動者」も含めた広義の「市民」とした

「三鷹市自治基本条例」の議会の条文

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

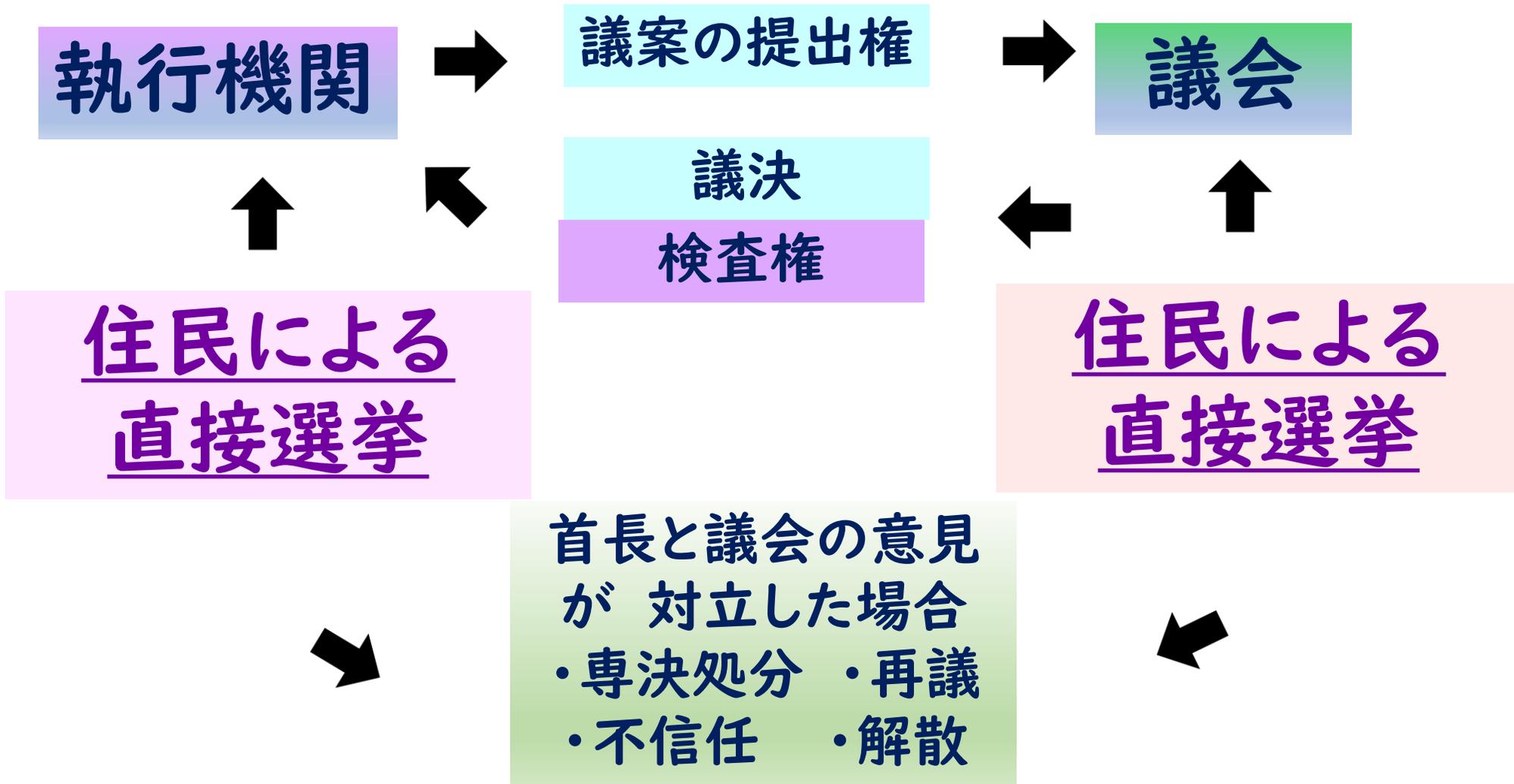
2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

二元代表制（首長と議会の関係）



自治体行政の基本理念としての「協働」

協働とは

多様なグループ・団体と市が、
自治に関わる地域の目標を共有し、
それぞれの役割分担を明確にし、
対等の立場で相互協力をしながら、
それぞれの特性を最大限発揮し、
その実現のために共に汗をかき、
さらには評価や改善も共に行っていくこと

- 目標一致の原則
- 相互理解の原則
- 自主性尊重の原則
- 対等の原則
- 相互自立の原則
- 情報公開の原則
- 検証・評価の原則

「民学産公官」+「金労言士」の協働

「住民」「民間活動団体」

「大学・研究機関」

「産業界」

「公共機関」

「官」：国の府省庁 の協働

★地方創生の連携体制では「産官学金労言士」

- ・金融機関
- ・労働団体
- ・言論機関
- ・弁護士などの士業

首長と議会の二元代表制による 自治体における「協働」の意義

民学産公官の協働による
【こどもまんなかまちづくり】の実現には
二元代表制における議会と首長部局・教育委員会と
こども若者を含む住民・各種団体との
目標の共有と
地域の実情に適合的な創意工夫による取組が不可欠!

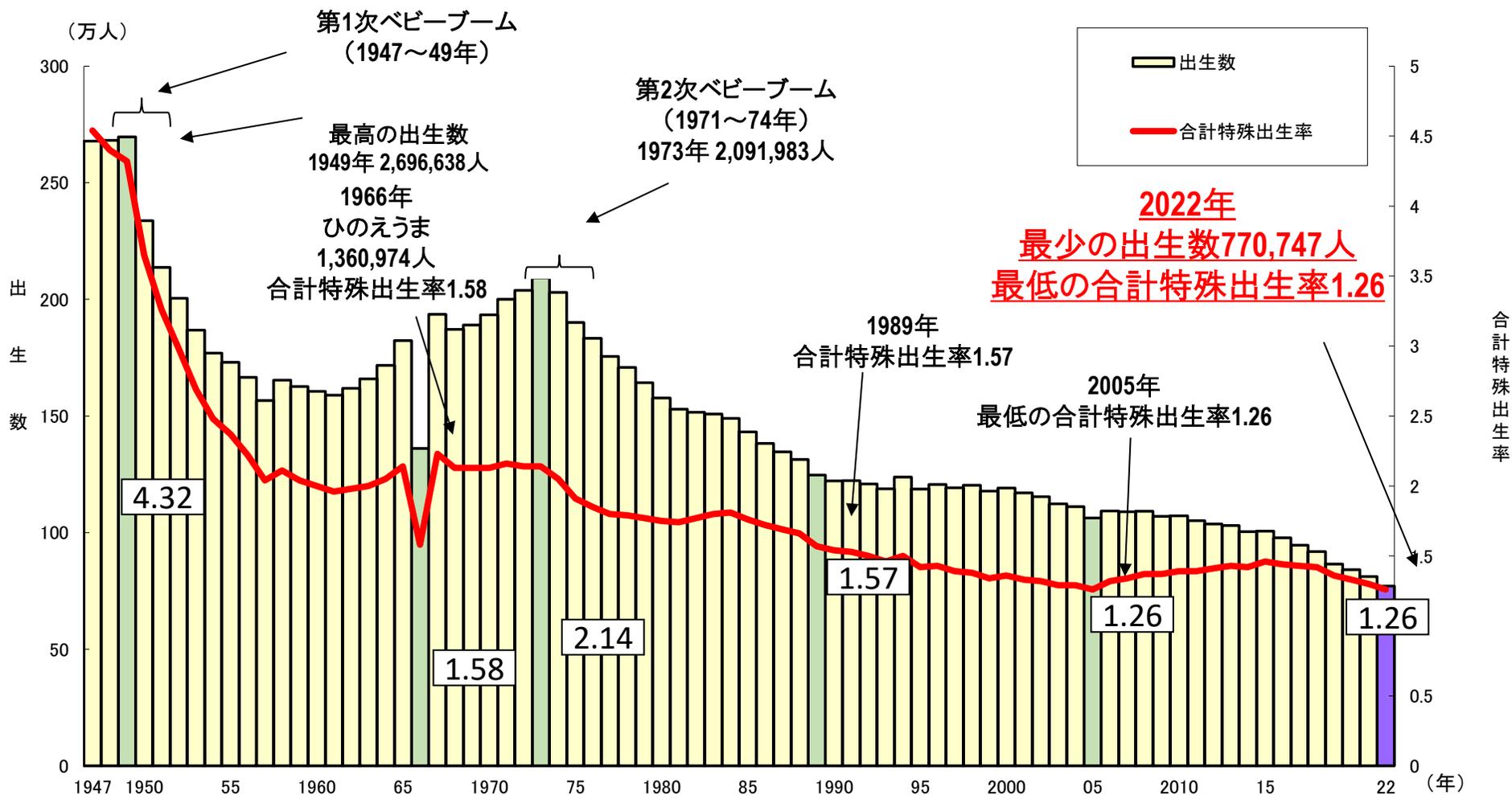


- 国の議院内閣制と異なる自治体における【二元代表制】の意義
- 基礎自治体を代表するのは市区町村長と市区町村議会の議長
- 市民によって信託される市長と市議会の緊張と協調が市政の安定に不可欠
- 各種条例、憲章等を含む行政の重要な理念・方針等には議会の議決が不可欠
- 議会提案条例
- 常任委員会・特別委員会等での審議

2. 少子化とこどもをめぐる現状

出生数、合計特殊出生率からみる少子化の動向

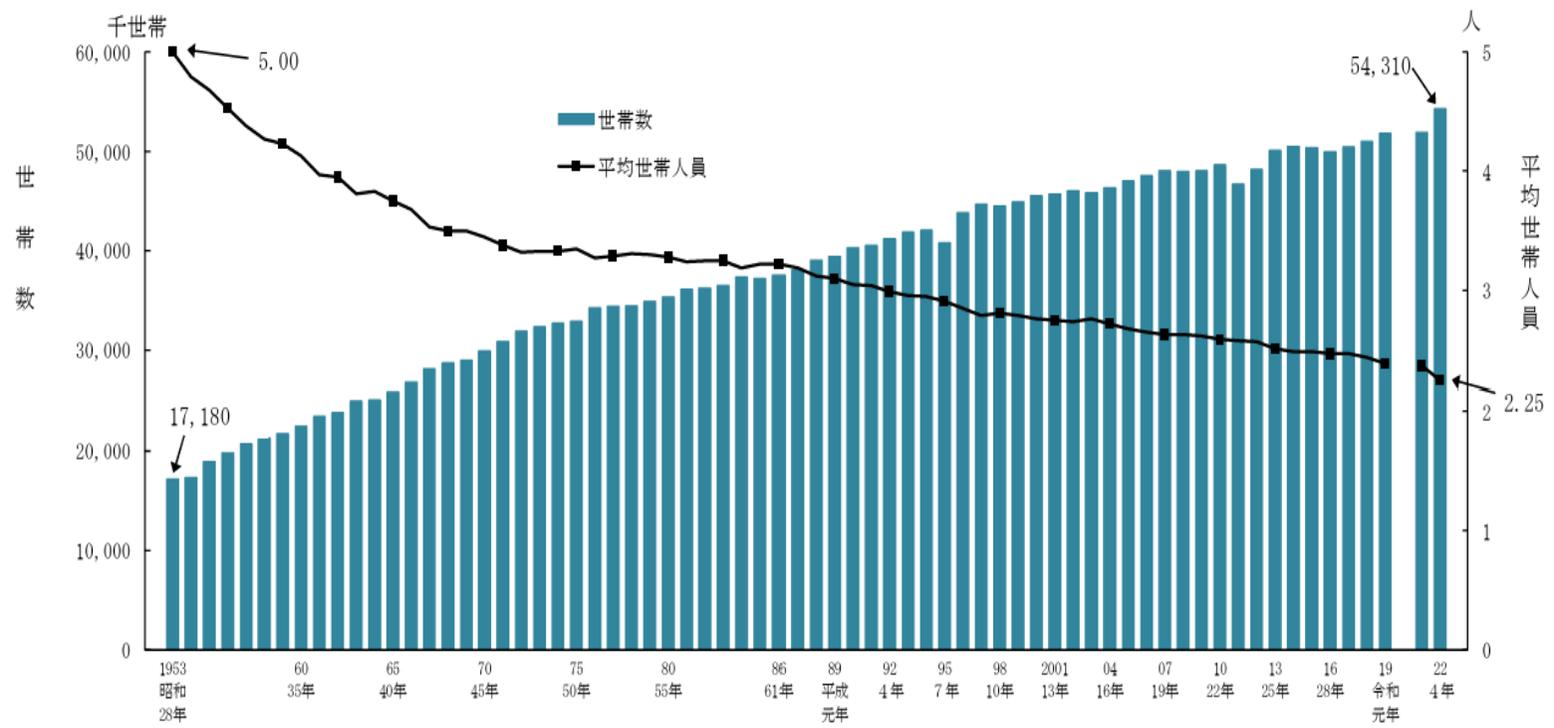
- 2022年の出生数は77万747人で、前年比40,875人減少。
- 2022年の合計特殊出生率は1.26で、前年比0.05ポイント低下。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

日本の世帯構造からみる世帯の少人数化・核家族化の定着

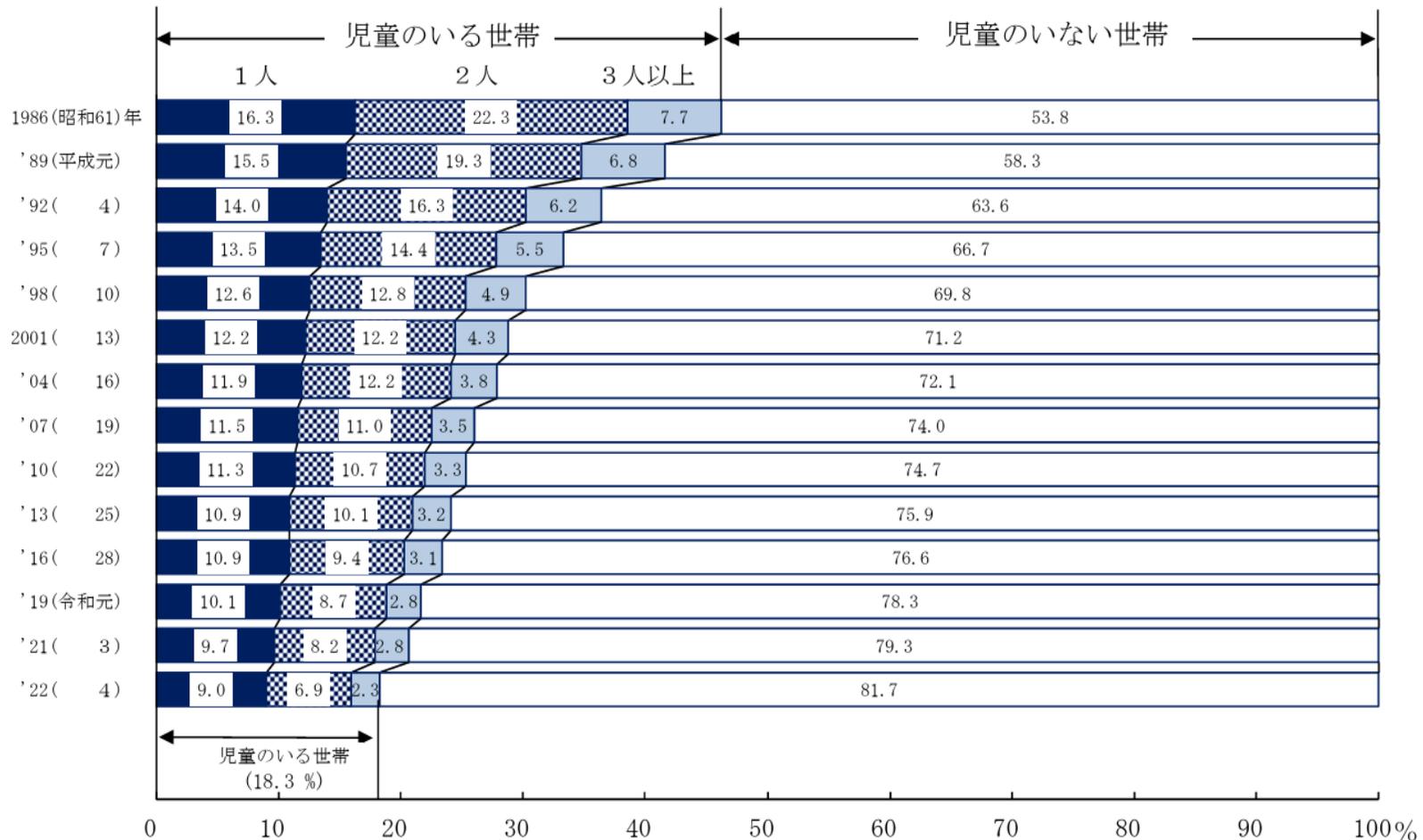
図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



- 注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
- 3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。
- 4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 5) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

出典：厚生労働省：2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況

児童の有無と児童のいる世帯の年次推移からみる少子化

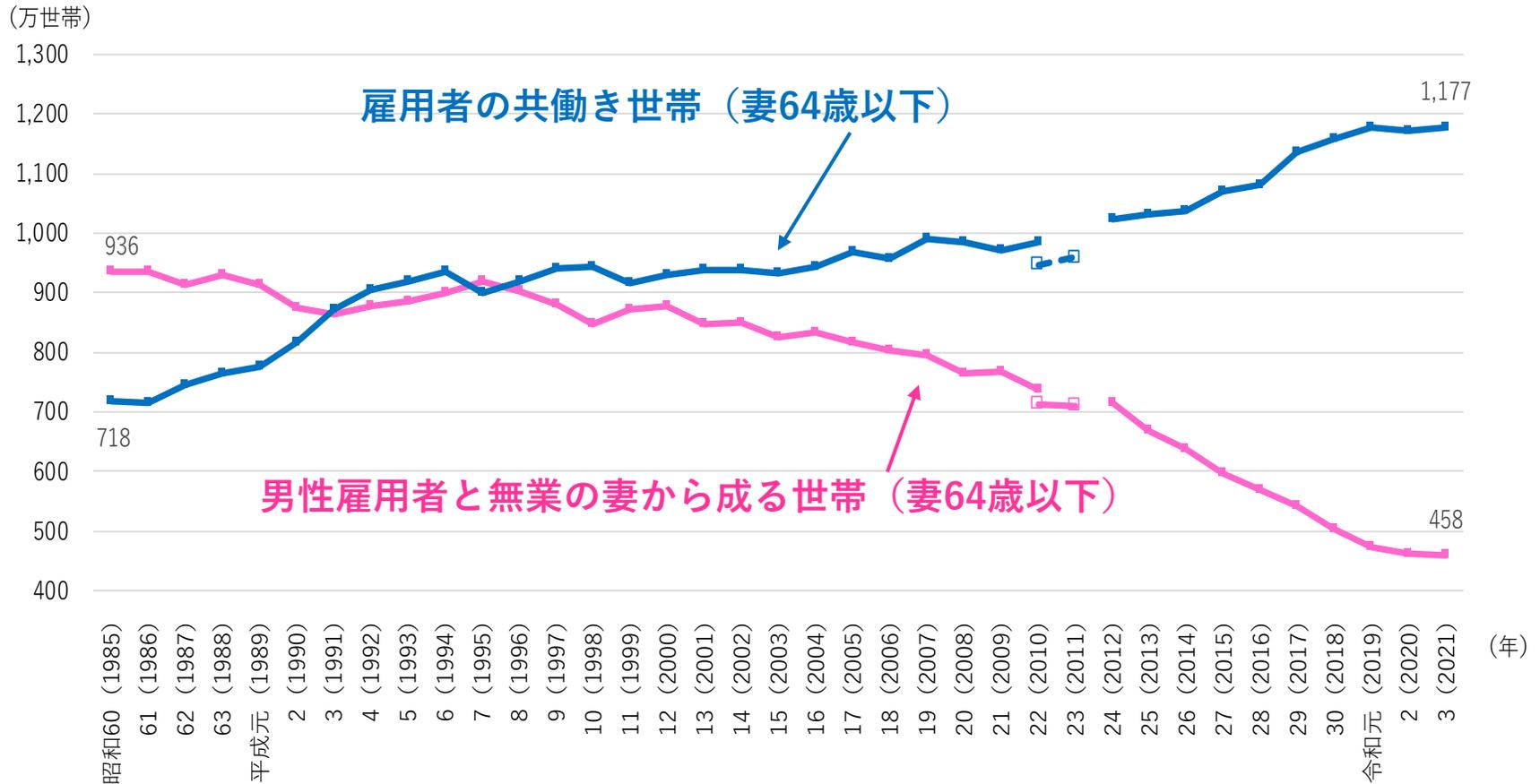


- 注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

出典：厚生労働省：2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況

共働き世帯が主流になっている

◆ 全世帯の3分の2が「共働き」

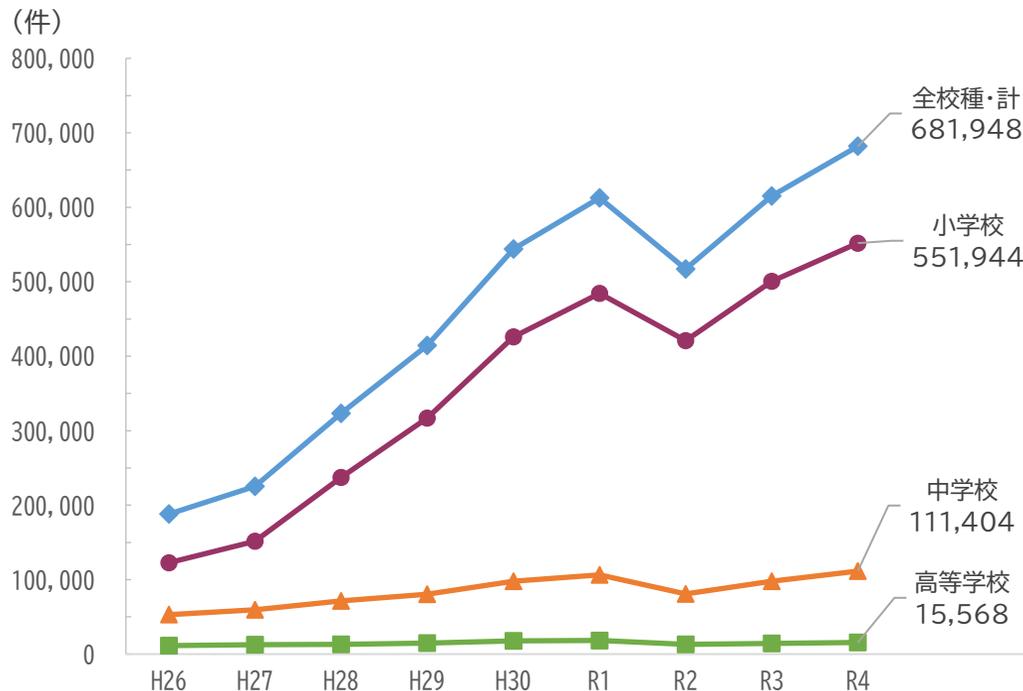


- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

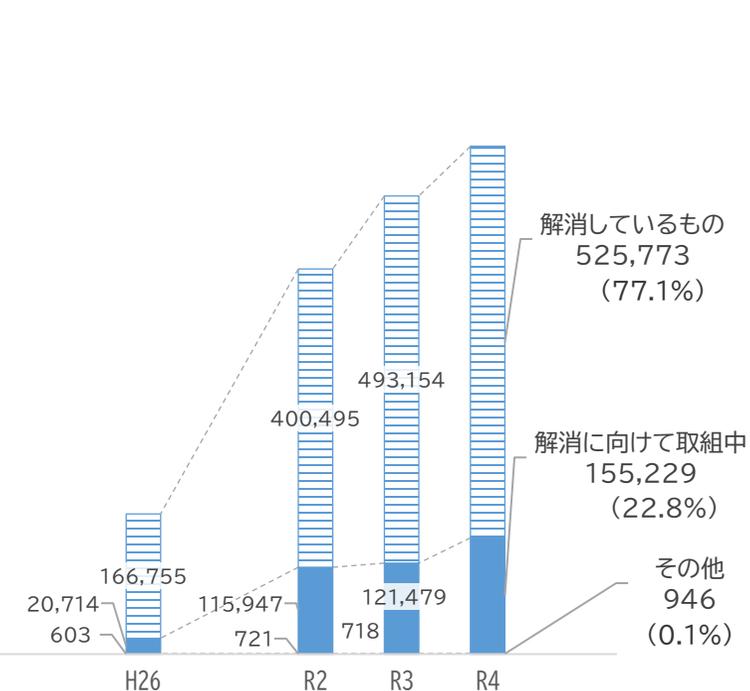
いじめは増加傾向

出典：文部科学省令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

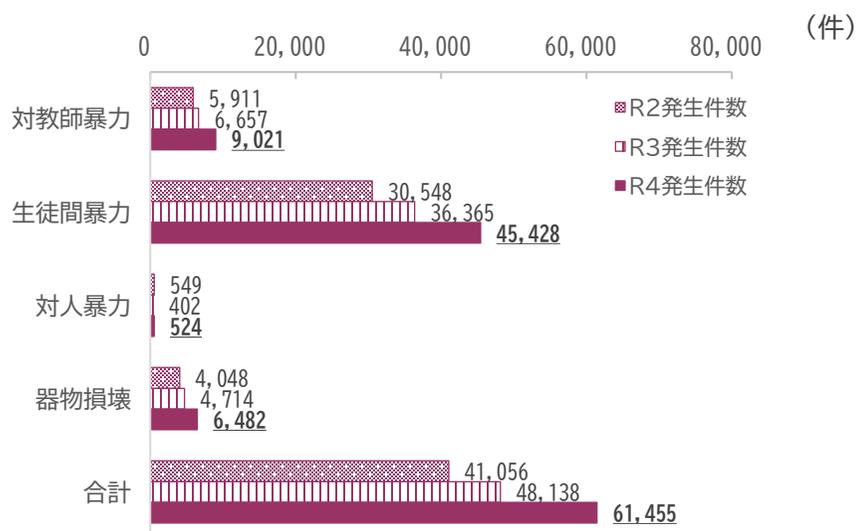
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、**前年度に比べ66,597件(10.8%)増加**している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度**47.7件**)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

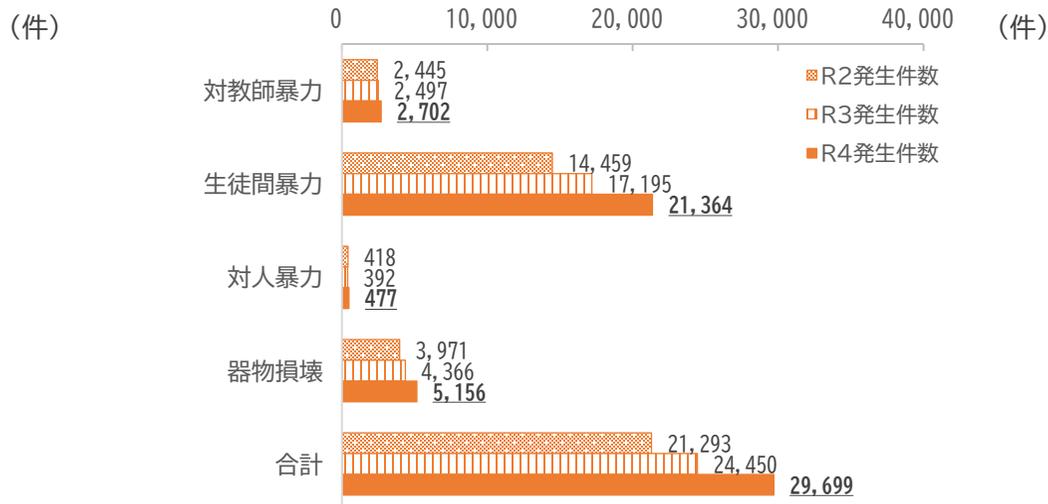
暴力行為は増加傾向

出典：文部科学省令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

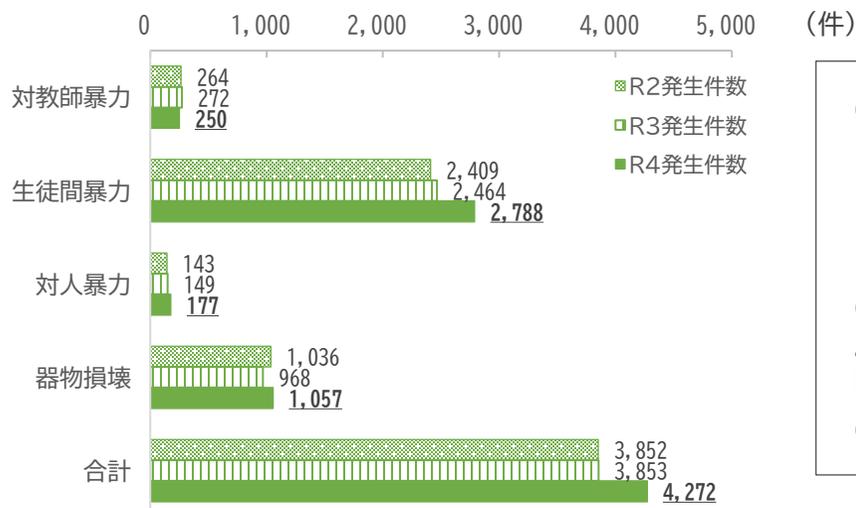
● 小学校



● 中学校



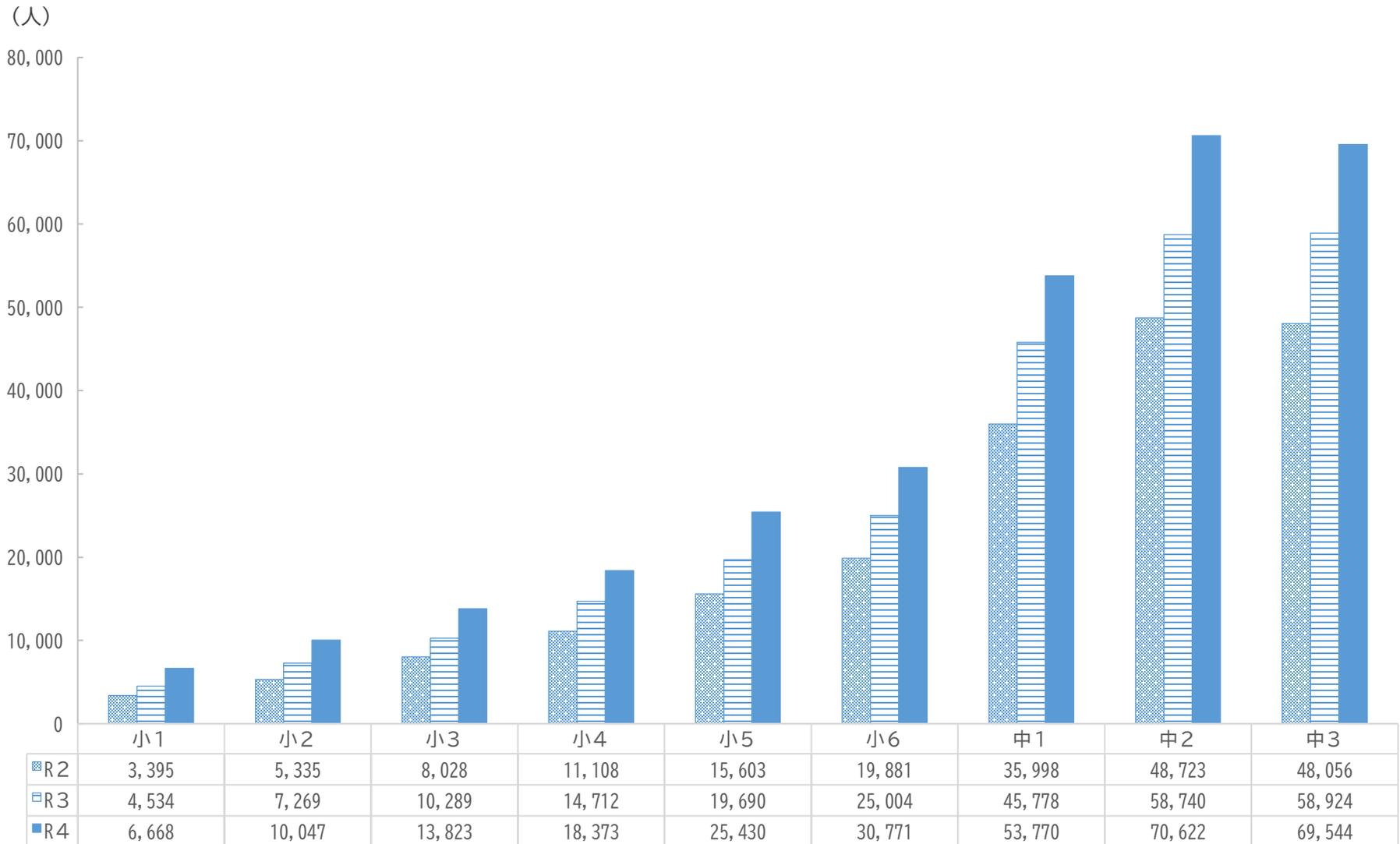
● 高等学校



- 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ**13,317件(27.7%)増加**し、過去最多となった。
中学校は前年度に比べ**5,249件(21.5%)増加**した。
- 形態別では、小・中・高等学校において、最も割合の高い**生徒間暴力**が増加した。
- 高等学校は前年度に比べ**419件(10.9%)増加**した。

小・中学校における不登校は増加傾向

■ 学年別不登校児童生徒数

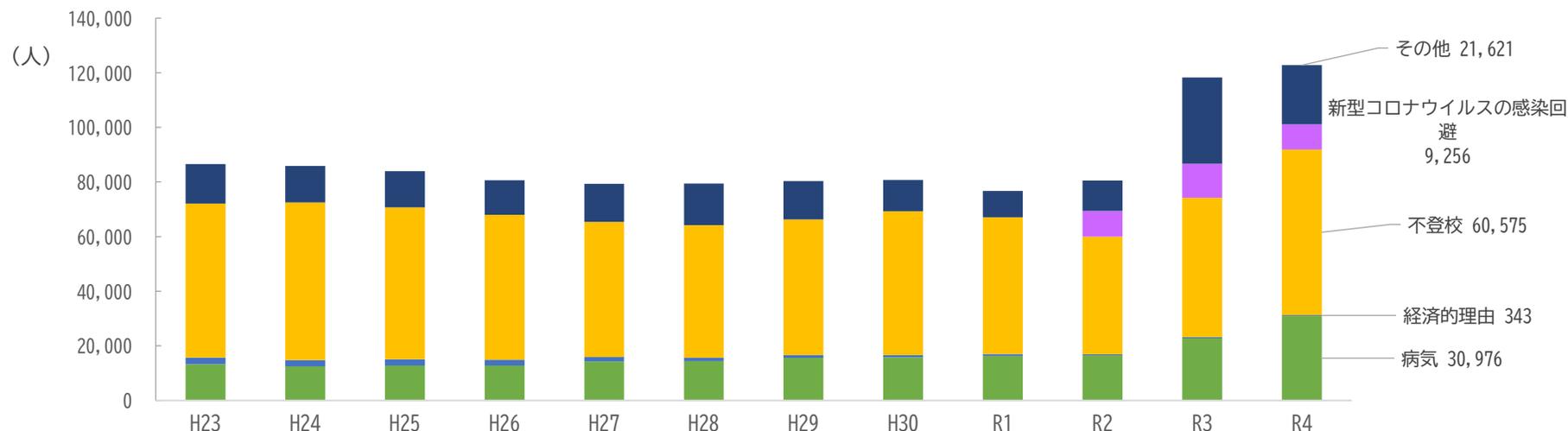


出典：文部科学省令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

高等学校における長期欠席は増加傾向

- 高等学校における長期欠席者数は122,771人(前年度118,232人)。
- このうち不登校によるものは60,575人(前年度50,985人)
新型コロナウイルスの感染回避によるものは9,256人(前年度12,388人)となっている。

高等学校における長期欠席者数の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
病気	13,277	12,457	12,794	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864	30,976
経済的理由	2,464	2,405	2,281	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385	343
不登校	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388	9,256
その他	14,424	13,357	13,235	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610	21,621
計	86,526	85,883	83,965	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232	122,771

※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

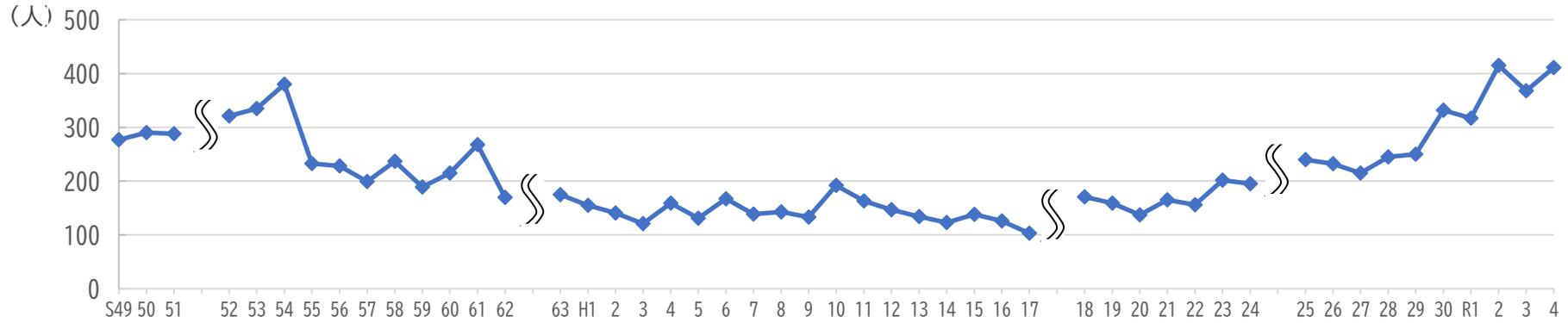
※ 令和2年度調査から「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和2年度調査から、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

出典: 文部科学省令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を一部強調

児童生徒の自殺は増加傾向

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は**411人(前年度368人)**である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R 2年度	7	103	305	415
R 3年度	8	109	251	368
R 4年度	19	123	269	411

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 ※ 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況 (複数回答可) (人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	2	20	21	43
進路問題	0	18	19	37
父母等の叱責	1	22	11	34
友人関係(いじめを除く)	1	14	17	32
精神障害	2	6	18	26
学業等不振	0	19	3	22
えん世	0	6	8	14
病弱等による悲観	0	5	7	12
恋愛関係での悩み	0	3	6	9
いじめの問題	1	4	0	5
教職員による体罰、不適切指導	1	0	1	2
教職員との関係での悩み(体罰、不適切指導を除く)	0	0	1	1
不明	14	72	169	255
その他	1	7	15	23

令和4年度の警察庁の統計数値との比較 (人)

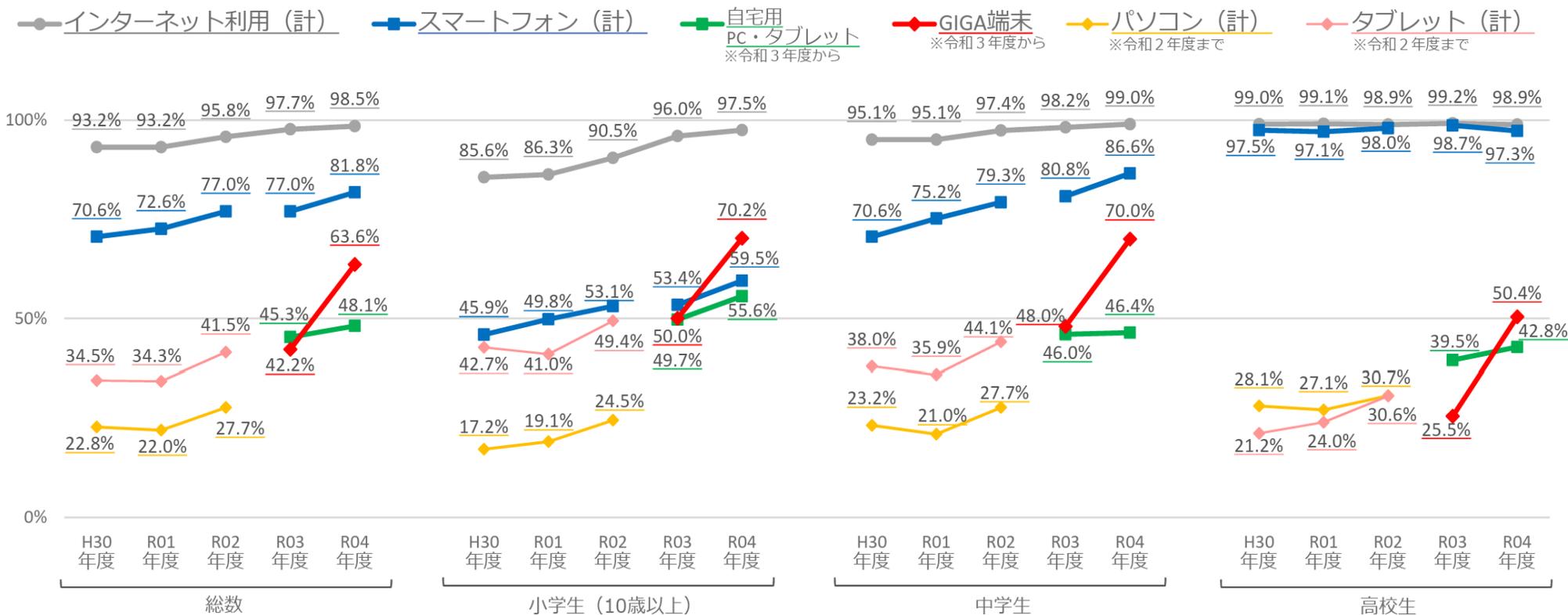
	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	18	19	-1
中学校	141	123	18
高等学校	326	269	57
合計	485	411	74

※警察庁調査、文科省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における、令和5年1月～3月までの数値は暫定値である。

出典: 文部科学省令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

青少年のインターネットの日常的利用が増加

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（平成30年度から令和4年度）



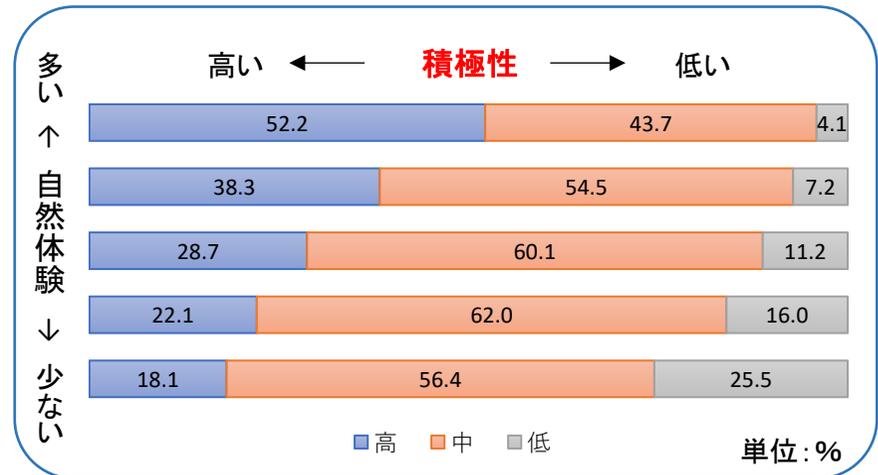
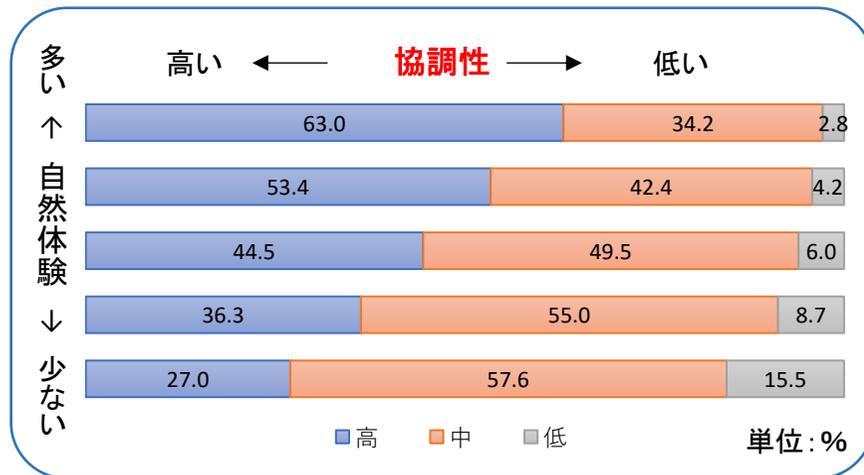
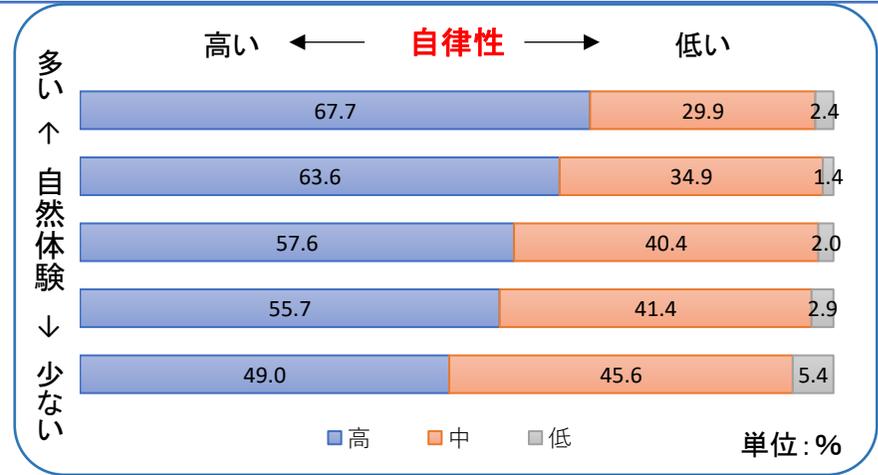
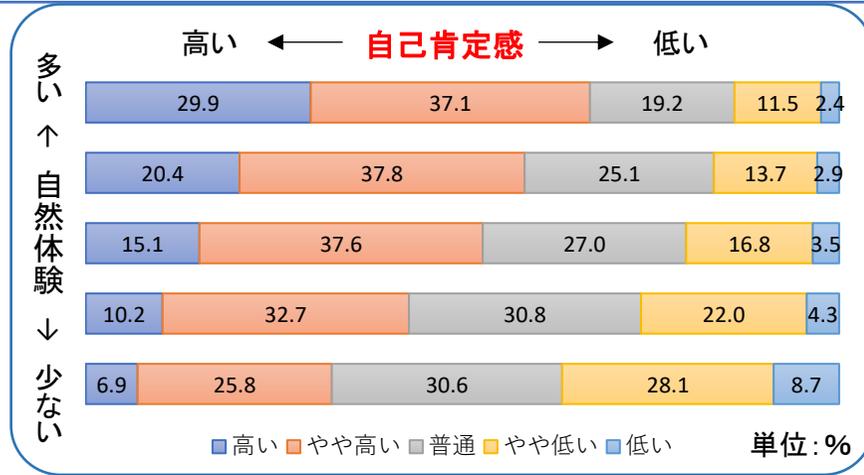
(注1) 回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。(下記の小学生は、10歳以上)

令和4年度：総数(n=3230)	小学生(n= 975)	中学生(n=1223)	高校生(n=1019)	令和3年度：総数(n=3395)	小学生(n=1101)	中学生(n=1318)	高校生(n= 967)
令和2年度：総数(n=3605)	小学生(n=1100)	中学生(n=1407)	高校生(n=1083)	令和元年度：総数(n=3194)	小学生(n=1081)	中学生(n=1241)	高校生(n= 868)
平成30年度：総数(n=3079)	小学生(n= 990)	中学生(n=1175)	高校生(n= 903)				

(注2) 「スマートフォン (計)」は、「スマートフォン」、「契約していないスマートフォン」のいずれかを利用すると回答した青少年。平成30年度から令和2年度までは、「スマートフォン (計)」は、「スマートフォン」、「格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「契約切れスマートフォン」のいずれかを利用すると回答した青少年。「パソコン(計)」は、「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」のいずれかを利用すると回答した青少年。「タブレット(計)」は、「タブレット」、「学習用タブレット」、「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用すると回答した青少年。複数の機器を使用している場合もあるため (計) は、合計値が100%とならない。

自然体験活動の自己認識への効果は高い傾向

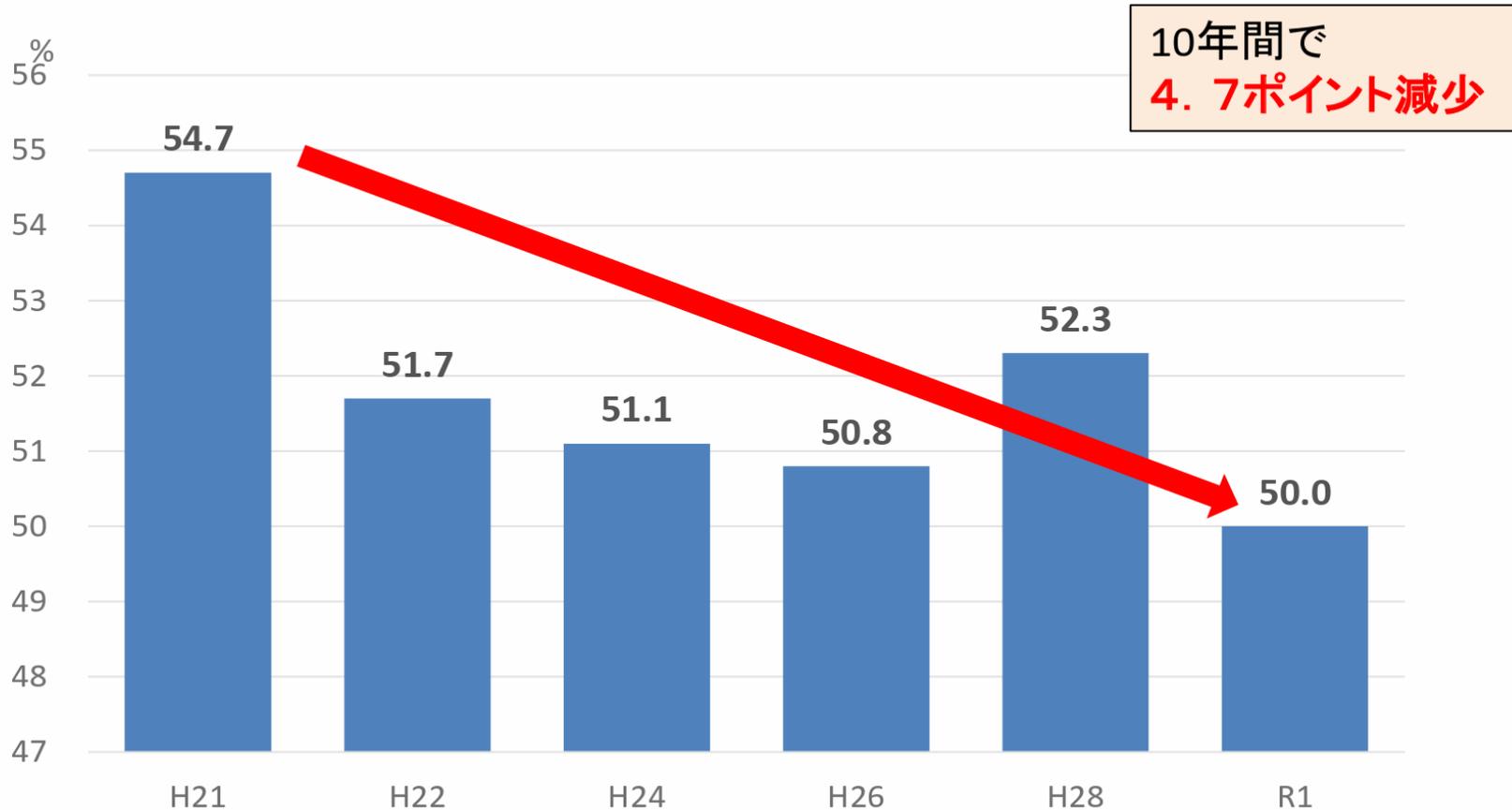
● 自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなるという傾向が見られる。



出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)」

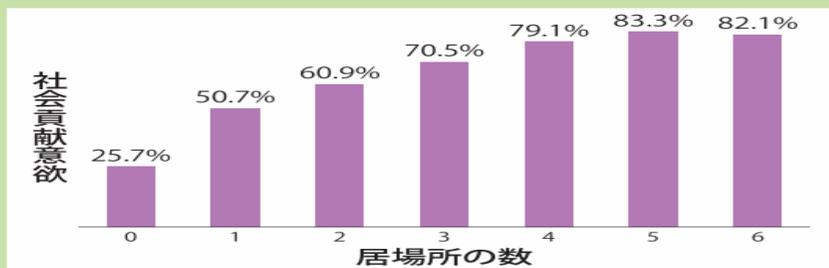
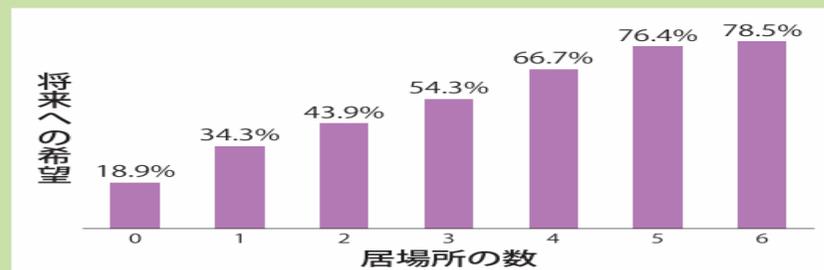
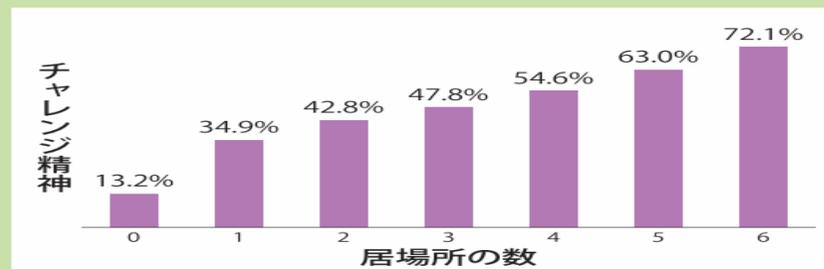
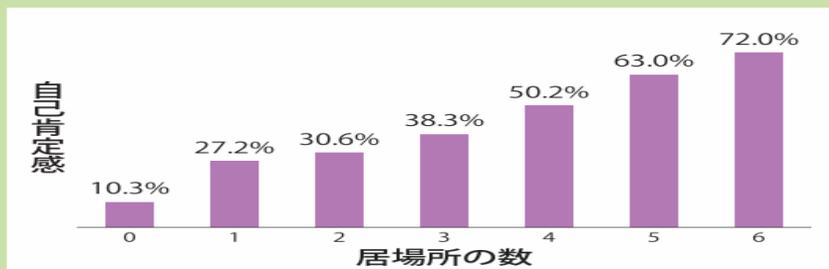
自然体験に関する行事に参加したこどもの割合は減少傾向

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年～6年生）の割合（%）は、平成21年度から令和元年度の10年間で54.7%から50%に減少。



居場所の数が多い方が自己認識が高い傾向

⑥ 居場所の数と自己認識の関係



※ 19年度のデータ

居場所の数（自室、家庭、学校、地域、職場、インターネット空間）の多さと自己認識の前向きさは、概ね相関。

出典：「令和4年版子供・若者白書」子供・若者インデックスボード

3. 【こども家庭庁】の設立と 【こども基本法】

こども家庭庁設立に向けた検討経過

◆令和3(2021)年

●3月19日 「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」が「こども庁」創設を提言

●6月3日 「こども・若者」輝く未来創造本部(本部長:二階俊博幹事長)が「こどもまんなか」改革の実現に向けた緊急決議を取りまとめ

4項目目に【「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として、こども庁(仮称)を創設】を提案

●6月18日 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)閣議決定

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、**子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。**

●7月7日 行政組織の創設を検討するため、関係府省庁の職員からなる「こども政策の推進に係る作業部会」を設置するとともに

内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」を設置

●9月16日 こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、

「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催

●11月10日 「こども政策の推進に係る有識者会議」で、清原慶子前三鷹市長は市長経験者としてヒアリングを受ける

●11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ

●12月2日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(原案)」とりまとめ

●12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定、内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」

こども家庭庁設立に向けた検討経過

◆令和4(2022)年

●2月25日 「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の法案閣議決定・国会提出

●4月4日 「こども基本法案」国会提出

●6月7日 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太方針)閣議決定

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。

●6月7日 **参議院内閣委員会「こども家庭庁設置法案」等の審議に際し、清原慶子は参考人招致され意見陳述**

1. 「こども基本法」の制定と共に「こども家庭庁」が設置されることの意義

①「児童の権利条約」4原則を反映したこども施策に係る包括的な基本法 ②議員立法であることの意義

2. 「こども家庭庁の基本姿勢」の3項目についての考察と提案

(1) こどもの視点・子育て当事者の視点

①こどもたちや、父母、保護者、子育ての当事者は声を上げられる人ばかりではない。

②意見聴取の手法の多様化の必要性:国や自治体においては、テーマや状況に応じて手法についての創意工夫が必要。

(2) 地方自治体との連携強化

①国と地方の協議の場の設置②自治体間格差の防止・解消の必要性③広域連携・自治体間連携の支援④新しい政策の検証の

仕組みとヨコ展開⑤政策の品質向上に向けた適正な財政負担や事務負担の在り方の検討⑥こども施策をデジタル・ガバメント

(電子政府)の取組みの主要な分野に位置づけ⑦国と自治体の人事交流の有効な実現を

(3) NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

3. こども家庭庁の司令塔機能の発揮と独自の適切な財源と人財の確保の必要性

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120814889X02020220607¤t=10>

●6月15日 **「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」成立**

●6月17日 内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を改め**「こども家庭庁設立準備室」設置**

⇒**清原は政策参与に就任**

◆令和5(2023)年4月1日:**こども家庭庁設立・「こども基本法」施行⇒清原は参与に就任**

「こども基本法」の概要<議員立法>

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

「こども基本法」第3条に規定されている「基本理念」

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参加する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども家庭庁の任務と基本姿勢

1. こども家庭庁の任務（こども家庭庁設置法第3条）

こども家庭庁は「**心身の発達の過程にある者（以下「こども」という）**が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、**こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること**を基本とし、**こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護**に関する事務を行うことを任務」とする。

2. こども家庭庁の役割

- (1) **こども政策の司令塔としての総合調整**
例：少子化対策 など
- (2) **省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応**
例：こどもの意見反映の仕組み、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など
- (3) **保健・福祉分野を中心とする事業の実施**
例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案
- (2) **地方自治体**との連携強化
- (3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁の組織

- ・こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- ・定員については、内部部局が約350名、施設等機関が約80名、合計約430名、内自治体約60名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

こども政策に係る国と自治体の連携の意義と必要性

こども家庭庁設置法成立後に発信された野田聖子大臣メッセージ 令和4(2022)年6月

全国の地方自治体首長の皆様へ「こどもまんなか社会の実現に向けて」

平素よりこども政策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

こどもや若者に関する施策については、これまで様々に取り組んできましたが、一定の成果はありつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況です。また、児童虐待や不登校、こどもの自殺等、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えていると考えられます。

私はこども政策担当大臣として、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することが必要であると考え、日々取り組んでおります。

6月15日に「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」が成立し、本日公布されました。

こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設し、こどもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していきます。

改めて申し上げるまでもなく、こども政策の推進は国だけでできるものではありません。**こども政策の具体の実施を担っていただいているのは地方自治体であり、国と地方自治体の連携が必要不可欠です。**

地方自治体では、日々こども、若者、子育ての当事者や支援者の声を聴き、支援の重要な担い手であるNPO等をはじめとする様々な民間団体等と連携・協働する中で、現場のニーズを踏まえた新たな取組が生まれており、それらは地方創生にも資する取組です。国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした**地方自治体の先進的な取組の共有を図り、横展開を進め、必要に応じて制度化していくことが求められていると考えます。**

私は、こども政策の推進については、国と地方自治体が車の両輪となり、現状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要があると思います。

こうした連携・協働の基盤を構築するために、今後、今まで以上に地方自治体の皆様の御意見を伺い、対話を重ねながら、国、地方自治体の双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等の実現について具体的に検討してまいります。

また、各自治体におけるこども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくものですが、こども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくると考えています。今後、こども家庭庁においては、こうした連携の先進事例等も発信・共有してまいりますので、是非御活用ください。

今後も検討の進捗等に応じて、随時、こども家庭庁やこども政策に関して**地方自治体の皆様との情報共有に努め、国民の皆様には適時適切な情報の発信に努めてまいります。**

地方自治体の首長の皆様におかれましては、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」の公布を一つの重要な契機として、引き続きこども政策の推進に格段の御高配をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

4. 【こども大綱】と【自治体こども計画】

「こども基本法」に規定される地方公共団体の責務

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定(努力義務)

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること)
- 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体(※)は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置(例:こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等)を講ずるものとする
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会(例:教育委員会)や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

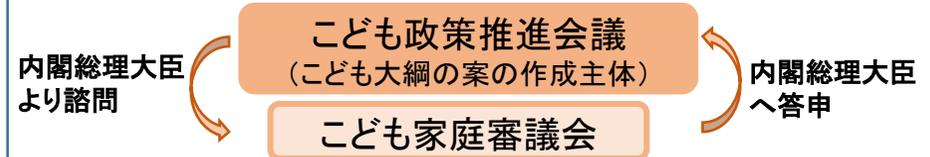
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福【ウェルビーイング】な生活を送ることができる社会

(こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載)



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。(こども基本法第17条第2項第1号)
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画(こども政策推進会議決定)として取りまとめ、毎年改定。

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの(例:学校や塾、習い事など)も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所と居場所づくり

本指針の性質

「こどもの居場所づくりに関する指針」の概要

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみよう」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

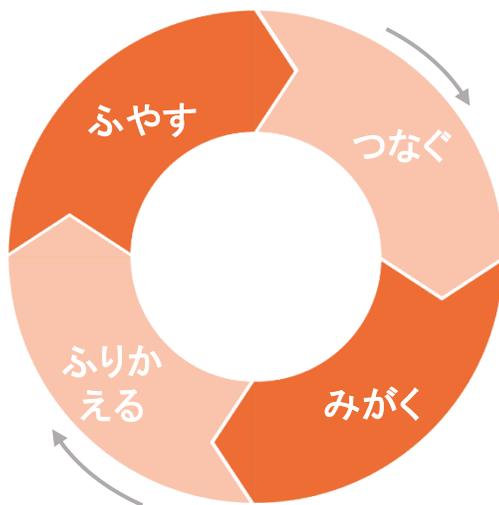
② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりを進める「地方公共団体における推進体制」について

第5章 推進体制等

1. 国における推進体制

本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強かに推進する。

国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

2. 地方公共団体における推進体制

こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築**することが期待される。とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。

関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。

こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

出典:こども家庭庁

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に
幸せな状態)の向上にとって最重要

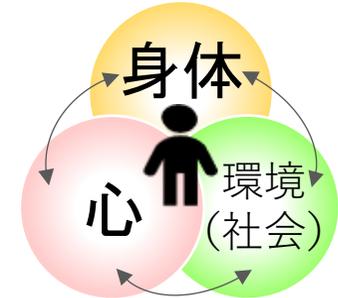
✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0~2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)
な観点での包括的な幸福



目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」<安心>
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)ま
でがおおむね94~106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一體的・総合的に推進

都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定の意義

子ども大綱上の位置づけ

➤ 子ども家庭庁は自治体の子ども計画策定の支援を実施。

第2 子ども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進する。

多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体子ども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 子ども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3) 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携
(自治体子ども計画の策定促進)

子ども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体子ども計画は、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

子ども施策に関する計画を自治体子ども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体子ども計画の策定・推進状況や子どもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

こどもまんなか実行計画2024 (2024年5月31日推進会議決定)

実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱(令和5年12月22日閣議決定)に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。
 - こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387*の項目を提示。

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

- 今後、こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

- 新規・拡充施策を中心に具体的な工程表を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標(75指標)に加え施策の進捗状況を把握するための288*の指標を提示。

こどもまんなか実行計画2024 (2024年5月31日推進会議決定)

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法やこどもの権利条約[※]に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等

(4) こどもの貧困対策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

こどもまんなか実行計画2024 (2024年5月31日推進会議決定)

3 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流・養育費の確保 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・EBPM
- ・人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ・手続き・事務負担の軽減
- ・意識改革 等

3 施策の推進体制等

- ・自治体こども計画の策定促進
- ・安定的な財源の確保 等

5. こどもの【ウェルビーイング】と 【こども・若者の意見表明機会の保障】

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

令和3(2021)年12月閣議決定

○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し
○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態(Well-being)で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

教育振興基本計画の概要 (2023年6月17日閣議決定)

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上

- ・多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等の要素が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
 - ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
 - ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

ウェルビーイングとは

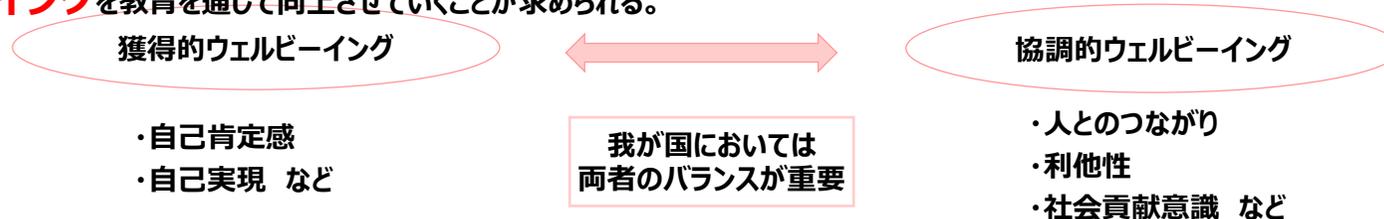
- **身体的・精神的・社会的に良い状態**にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる**持続的な幸福**を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される**経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視**されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、**自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素**と、**人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランス**を取り入れ、日本社会に根差した「**調和と協調**」に基づく**ウェルビーイング**を教育を通じて向上させていくことが求められる。



- 日本発の「**調和と協調（Balance and Harmony）**」に基づくウェルビーイングの国際発信（例）（インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー）
（略） to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

教育とウェルビーイング

- ・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- ・子供・若者の主体性や創造力を育み、一人一人の自己実現を目指すことで、持続可能な社会の創り手としての基盤となる資質・能力を育成
- ・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成
(教育に関連するウェルビーイングの要素)



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

(各要素を育む教育活動の例)

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 ー子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
 ーきめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
 ー特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
 ーコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
 ー社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
 ー社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
 ー地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
 ー道徳教育、体験活動、学校保健の推進
 ー学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
 ー海外留学推進、外国人留学生受入れ
 ー地域社会の国際化、多文化共生

主観的認識のエビデンス把握

(関連する主観的指標)

- | | | |
|------------------|----------------------|-----------------------------------|
| ○自分にはよいところがあると思う | ○自分の幸福感 | ○学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める |
| ○将来の夢や目標を持っている | ○友人関係の満足度 | ○地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う |
| ○授業の内容がよく分かる | ○自分と違う意見について考えるのは楽しい | ○先生は自分のいいところを認めてくれる |
| ○勉強は好きと思う | ○人が困っているときは進んで助けている | ○困りごとや不安がある時に先生が学校にいる大人にいつでも相談できる |

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ 社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ 社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、デジタルデバイド解消や、国民全体のデジタルリテラシー向上が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ+ 周囲の「場」のよい状態

<生涯学習>

「個人」の生涯にわたる自己実現を図る学習

<社会教育>

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人の**ウェルビーイング**を実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

○ **ウェルビーイング**の実現を目指すに当たっては、「**個人**」に着目するだけでなく、その個人の家族・友人をはじめ日常的に関係を持つ「**他者**」、その個人が住む地域・国といった個人が置かれている「**場（文化・環境）**」に着目することが重要である。「**個人**」はその個人が置かれている「**場**」や「**他者**」の影響を大いに受け、また、「**個人**」の状態はその個人の置かれている「**場**」や周囲の「**他者**」に影響を与えるという**相互の関係性**があり、切り離して考えることはできない。

○ 生涯学習の観点から、生涯にわたる個人の成長を目的とする学習を考えた場合、個人のライフステージに応じて生じる課題はそれぞれ異なるため、各個人・各時期において異なる様々なニーズに応じて学習し、生じた課題を解決することで個人の**ウェルビーイング**につなげることができると考えられる。また、国際社会、国家、地域社会など様々なレベルで今日的な課題とされるテーマに関する学習を考えた場合、その学習によって個人の置かれている「場（文化・環境）」の状態が改善する結果につながることで個人の**ウェルビーイング**に影響を与えるものと考えられる。

○ **ウェルビーイング**の実現のためにも、学校教育、社会教育、家庭教育を含む、広い意味での学習機会を通じて、人生の各場面で生じる各個人の課題に対応した学習機会が保障され、また、社会的な課題に関する学習機会が保障され、個人の積極性・自発性・意思に基づく学習が持続的な活動として行われていく**生涯学習社会の実現を目指す取組**を今後もより一層進めていかなければならない。

○ 生涯学習のための**学習機会の保障**の観点からは、**学校教育以外の学びの機会の充実**が必要不可欠である。特に、時代のニーズに即して職業上新たに求められるスキルを習得するための**リスキリング**、社会人を対象とした職業能力等の向上のための**アップスキリング**を目的とした**リカレント教育**にとどまらず、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる基礎的なスキルの習得のための学習や、自己実現を図る上で必要となる学習等も含めた広い意味での**リカレント教育**を、個々人のニーズに応じて受けられる機会の充実を図ることが重要である。

「こども基本法」に規定されているこどもの意見表明と社会的活動への参画

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

「こども基本法」に規定される地方公共団体の責務

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

三鷹市長在任中に取組んだこどもの声を聴く事例と 子どもの視点に立つことによる気づき、政策への反映の事例

事例 1

『こども憲章』策定時に児童生徒の声を反映するために「こどもサミット」開催

●市長・教育長と市内公立小中学校の代表との対話の内容を反映

●各学校でのアンケートを反映

⇒「子ども憲章」を児童生徒が参加して作ったことから、各自が自分事として受け止め、その後、「子ども憲章」を各学校で具体的に取り組む事業について、児童・生徒が検討する動きにつながった

事例 2

小学校校舎、中学校体育館の建て替え時に、児童・生徒の意見を聴く

●児童・生徒から文章やイメージ画等で望ましい校舎の在り方について意見を聴く

⇒児童生徒の提案による屋上の太陽光発電・発電電気量の表示、屋上緑化等を契機に、環境への関心が高まり、学校における「環境マネジメントシステム」の取組みによる節電・省エネ活動に結びついた

事例3

市長と語り合う会（10人程度の公募市民との対話）

●最年少は幼稚園・保育園の年長児、小学生、中学生、高校生、新成人、妊娠中の女性、妊婦全員面接を受けた妊婦、単身男性、単身女性、育児休業中の男性、孫を育てている祖父母……など、属性別に集まり、市長が進行役となり意見交換を行う

⇒妊婦全員面接の経験者の意見から、初めての妊娠か、2番目以降の妊娠かによって母親が直面する課題が異なることを確認し、妊婦面接時に必要な資料の補足や上の子どもの保育サービスの拡充に広がった。

⇒育児休業制度を利用した父親の生の声、育じいの声などから、両親学級・母親学級のみでなく対象に父親を特化した研修機会を設置

⇒こどもたちの要望には通学路の安全、身近で安心してボール遊びができる公園のニーズが多いことがわかり、道路管理課や緑と公園課の事業をこどもの身長等の視点を拡充して安全確保をはかった

事例4

教育委員会では「子ども熟議」「おとなと子どもの熟議」を開催

- 「熟議」とは、直面する課題/問題に関わる多くの当事者が集まり、お互いに学習・討議することによって課題への「合意形成」と「解決策」の提示とそのステップを作り上げていくための方法。
- 「文科省熟議による教育政策形成構想」を参考に進めている
⇒子どもたちみずからが、あるいはおとなと一緒にコミュニティ・スクールや各小中学校の学びや生活について語り合うことによる学校生活における主体性や自己肯定感の育成

事例5

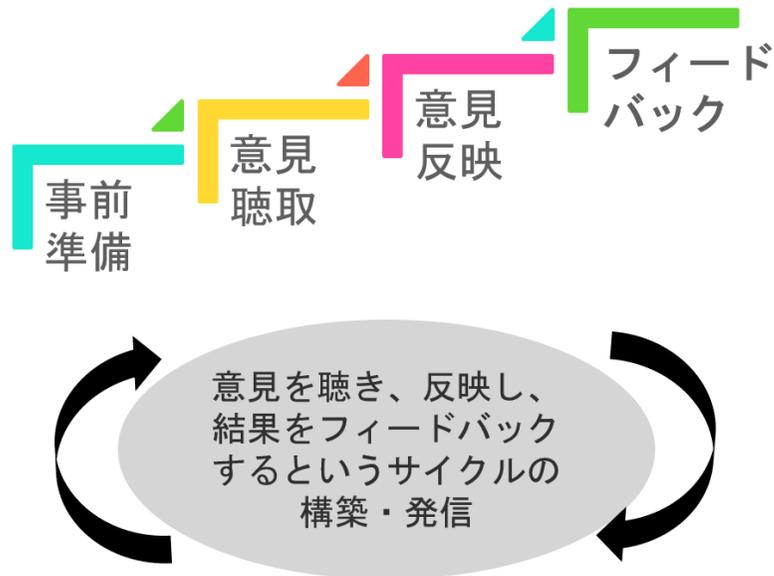
無作為抽出で審議会等への参加を依頼する市民について18歳以上の市民を対象

- 基本計画や諸施策の検討に際し、無作為抽出の18歳以上の市民に依頼して「みたかまちづくりディスカッション」を市民との協働による運営組織による開催。
- 審議会・市民会議等の市民公募枠委員について、無作為抽出の18歳以上の市民に依頼して承諾者を名簿に登載して、順次依頼。
⇒いずれのしくみにおいても、18歳、19歳の大学生や若者が参加することを通して、若者の生活実感に基づいた意見表明がなされ、それが審議や報告書に反映されている

こども家庭庁のこども・若者の意見反映の仕組みづくり

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

↳ こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳ 様々な手法や機会を組み合わせる聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳ こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳ 意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども家庭庁のこども・若者の意見反映の仕組みづくり

意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



意見を聴くときに

- **多様な参画機会**
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。



政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



6. 【こども政策と教育政策の連携】の必要性

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて（概要）

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議2023年7月19日

地方教育行政を取り巻く状況

- 教育を取り巻く社会状況の変化、外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化や教育DXをはじめとする学校現場における課題の多様化・複雑化
- 「令和の日本型学校教育」を構築するため「個別最適な学び」・「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的、対話的で深い学びを実現する必要
- 平成26年の地教行法（※）の改正 → 施行されて8年以上が経過し、制度運用の成果と課題の整理が必要
(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

H26改正の成果と課題を踏まえつつ、「令和の日本型学校教育」の実装に向けた地方教育行政の在り方について検討する必要

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

- 各学校における「令和の日本型学校教育」を実現するために、
 - ・ 各学校を所管する管理運営機関として指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が積極的な支援を行うこと
 - ・ 教育委員会の機能強化・活性化を通じて、平成26年の法改正で権限と責任の拡大が図られた教育長がリーダーシップを十分に発揮すること、教育委員会が合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと
 - ・ 教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと等が必要。
- 規模の小さい自治体においては、広域連携やデジタル技術を活用して近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること、特に、都道府県教委は、広域自治体として、困難を抱える市町村教委への支援を積極的に行うことが必要。

教育長と首長との効果的な連携の在り方

【危機管理に係る対応】

- ・教育委員会における**危機管理体制の整備**、リスクマネジメントに係る研修等を通じた**教育長の知識・理解のアップデート**
- ・総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど**首長との間で共通認識の共有**（戸田市教育委員会【いじめ重大事態対応訓練】）

【総合的な施策の大綱の策定等】

- ・総合教育会議等で**大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有**し、更なる推進が必要な点等について**必要な予算措置を講ずる等の教育行政の充実に向けた取組の実施**

【総合教育会議の在り方】

- ・大きな課題が生じた際に**柔軟に総合教育会議の必要性を検討**すること
- ・いじめ重大事態をはじめとする**緊急の場合の速やかな総合教育会議等を通じた協議・調整の実施の徹底**
- ・有識者等の参画や首長の学校視察など**総合教育会議の活性化の促進**（紋別市教育委員会【総合教育会議の活性化】）
- ・**首長部局に教育委員会との連絡・調整を行う部署**を設け、総合教育会議の事務局を任せること（奈良県教育委員会【知事部局における教育振興課の設置】）

【関係部局等との連携の促進】

- ・**専門家の配置や職員の併任、組織改編等**を通じた**教育委員会事務局と関係部局の連携の実現**
（箕面市教育委員会【子供関連施策の教育委員会への一元化】）

学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割

【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】

- ・教育委員会の**形式的な手続等の縮減**の促進
- ・**学校予算に係る裁量の拡大**の取組の促進（春日市教育委員会【学校に係る裁量の拡大を通じた学校支援】）
- ・寄附やふるさと納税、クラウドファンディング等による**外部資金を獲得しての実施**（鎌倉市教育委員会【鎌倉スクールコラボファンド】）

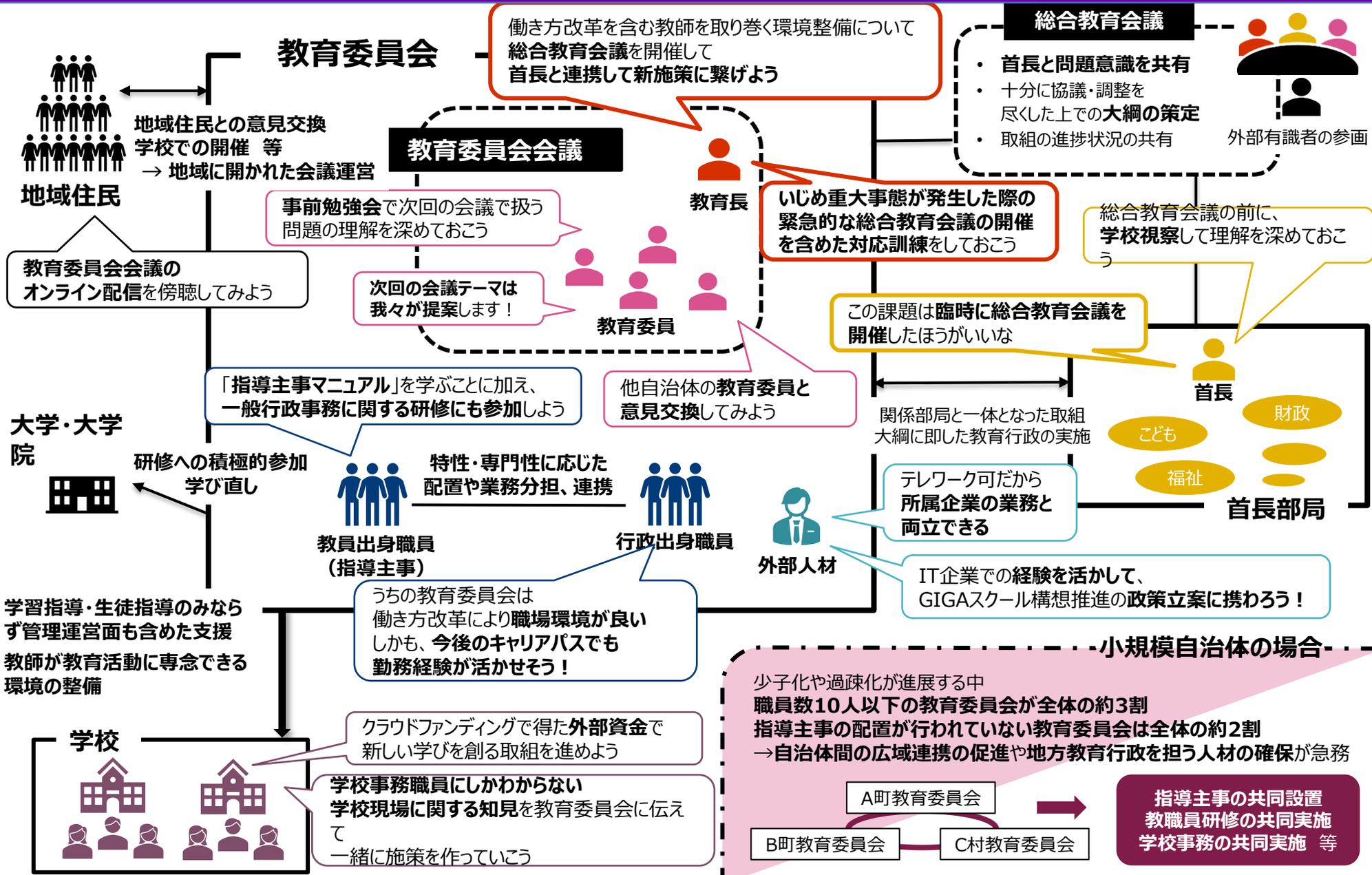
【指導主事に係る体制整備の支援】

- ・**指導主事の共同設置の促進**を含めた**体制整備の支援の検討**
- ・特に小規模自治体を対象に**オンラインによる情報交換やネットワークづくりの場の設置**を通じた、**指導主事の資質・能力の向上**や**連携の促進**

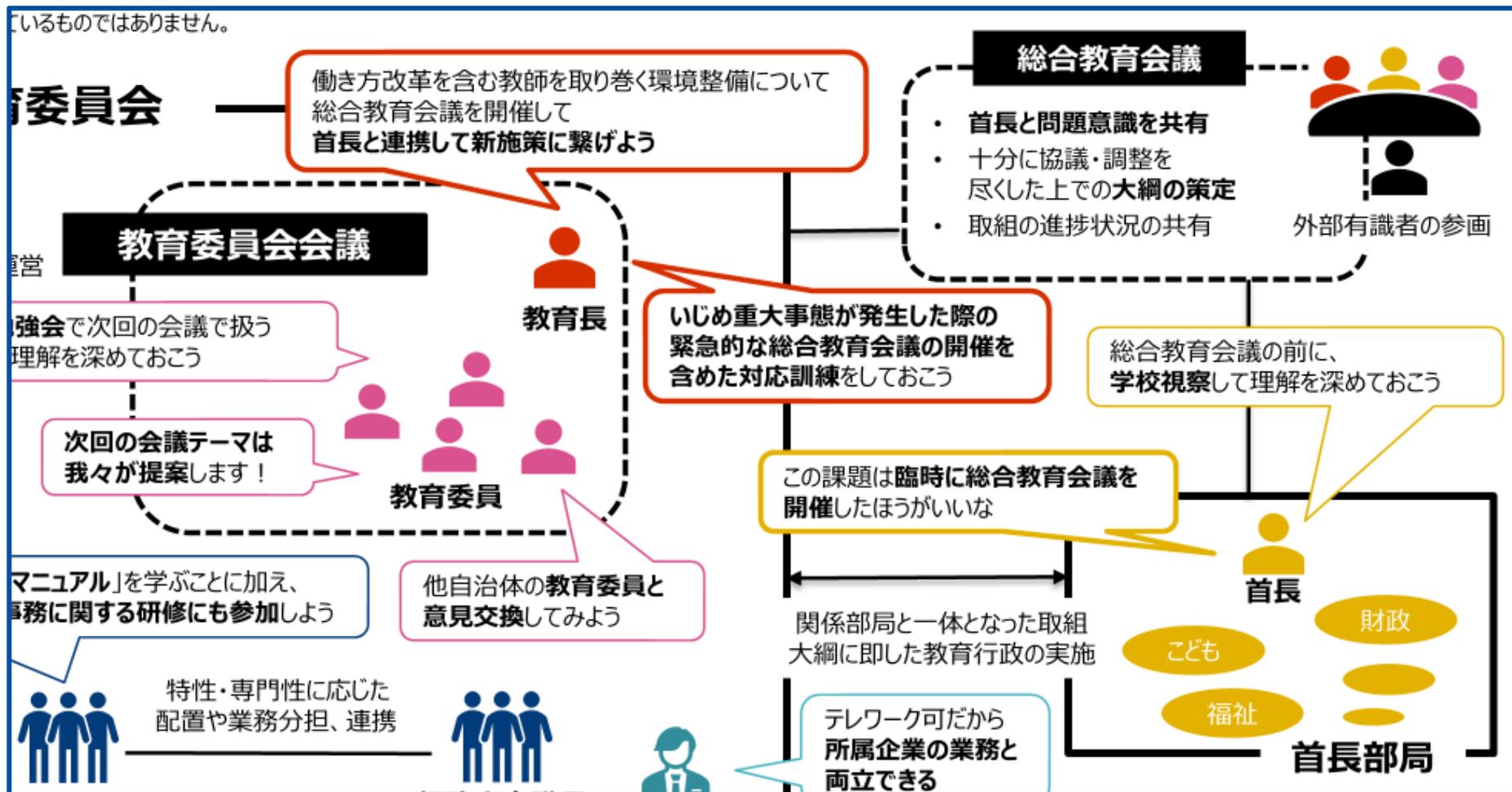
【教師が教育活動に専念できる環境整備】

- ・保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る**各教育委員会の支援体制の構築**
- ・固有の役割を担う**学校事務職員がその役割を発揮できるよう支援**に取り組むこと
（塩尻市教育委員会【学校事務職員と教育委員会が連携・協働した業務改善の実現】）
- ・共同学校事務室等の効率的・効果的な事務処理体制の整備を通じた**学校事務の組織体制の強化**
- ・事務処理能力や課題発見・解決能力、企画力等の学校事務職員に求められる**資質・能力の向上**の促進

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の具現化のイメージ



「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の具現化のイメージ



地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき**資質・能力を明確化**
- ③ **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開



【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

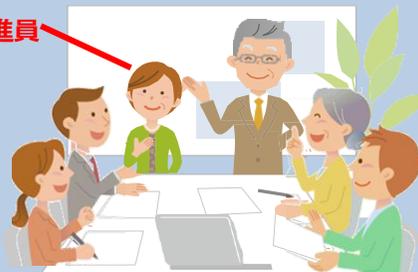
コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員



(委員) 10~15人程度

- ・地域住民
- ・保護者
- ・地域学校協働活動推進員 など

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と提供者のマッチングを行うポータルサイト (現在構築中) の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動 (放課後子供教室など)
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

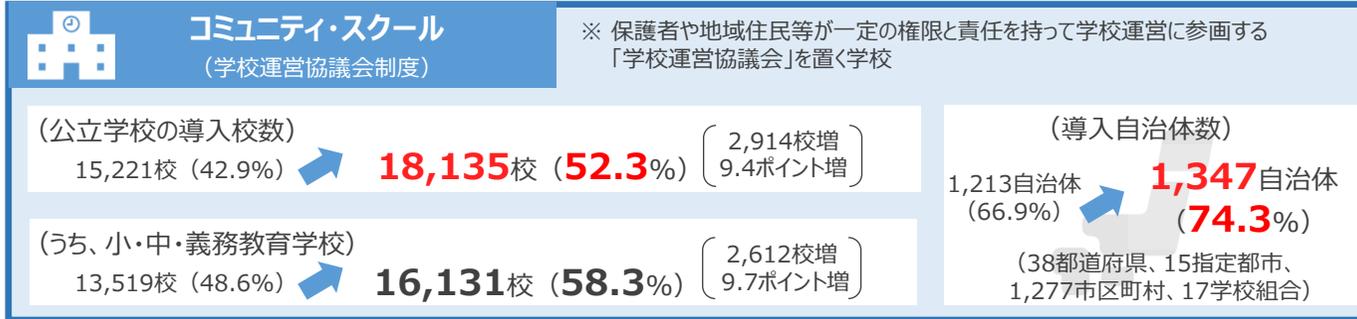
教育委員会

令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

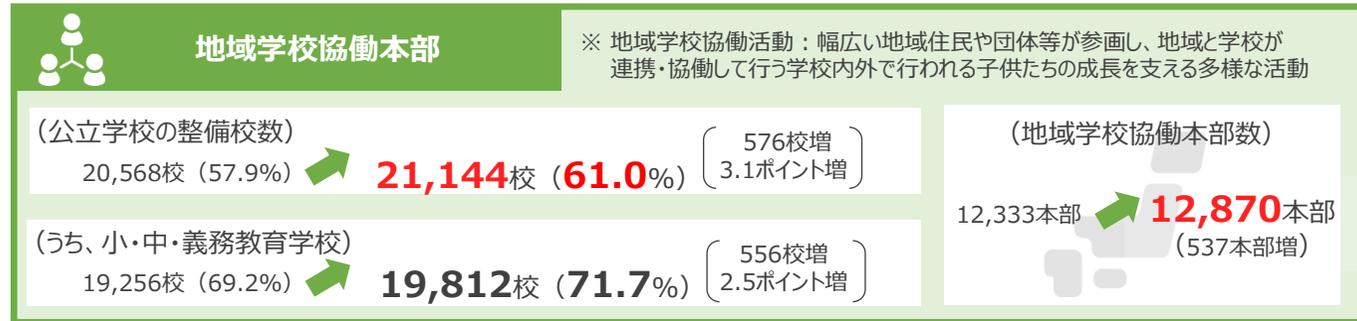
文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和5年度（令和5年5月1日現在）の結果

【調査結果のポイント】

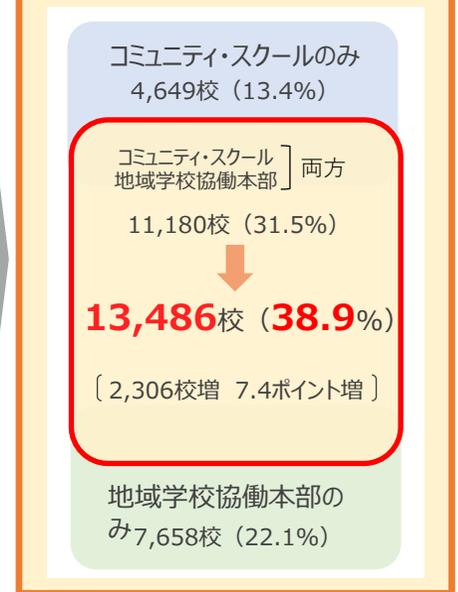
（調査基準日：令和5年5月1日）



※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,818校（前年度から1,334校減）



コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況



【今後の方針】

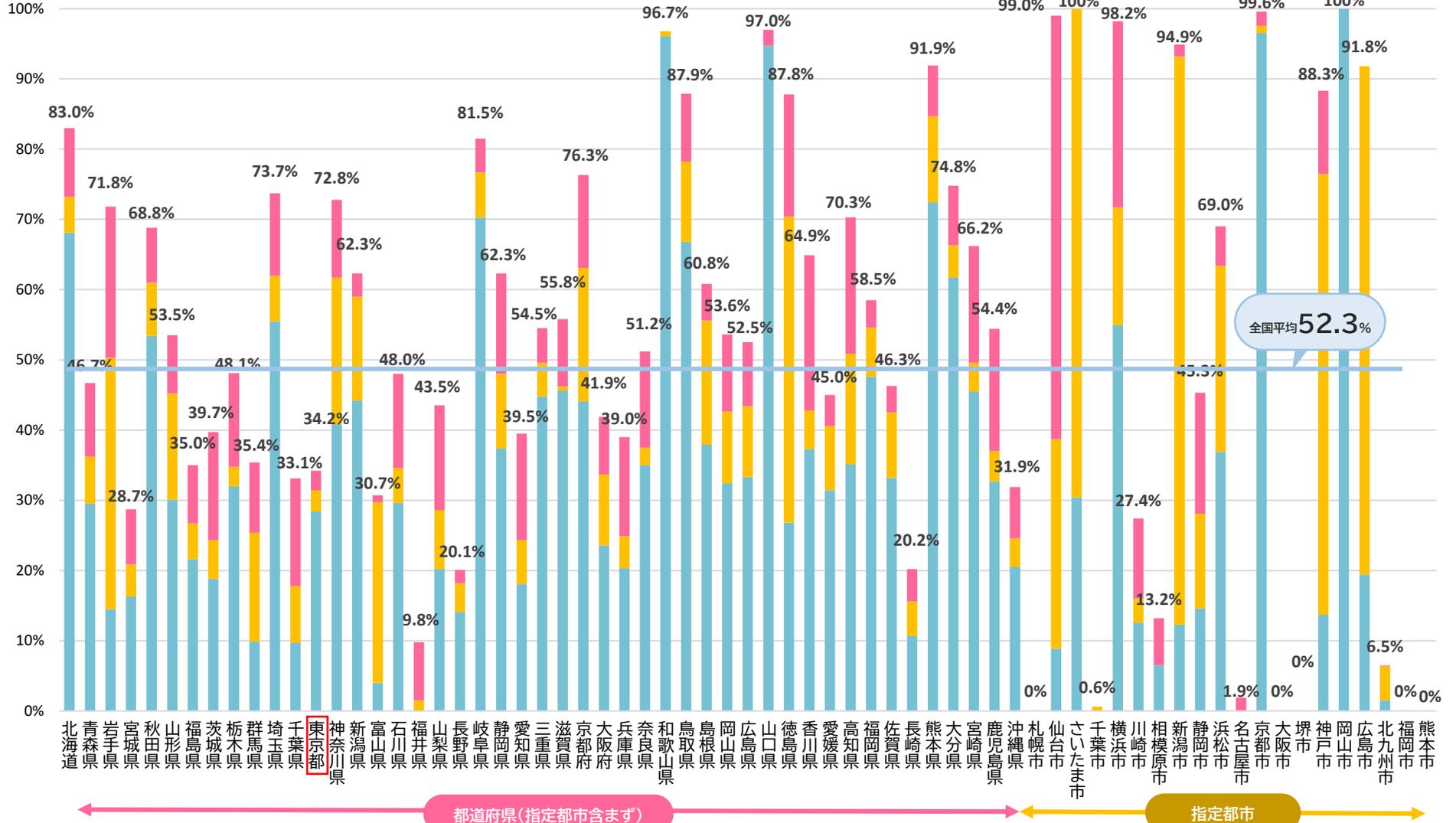
- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

➡ 更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種

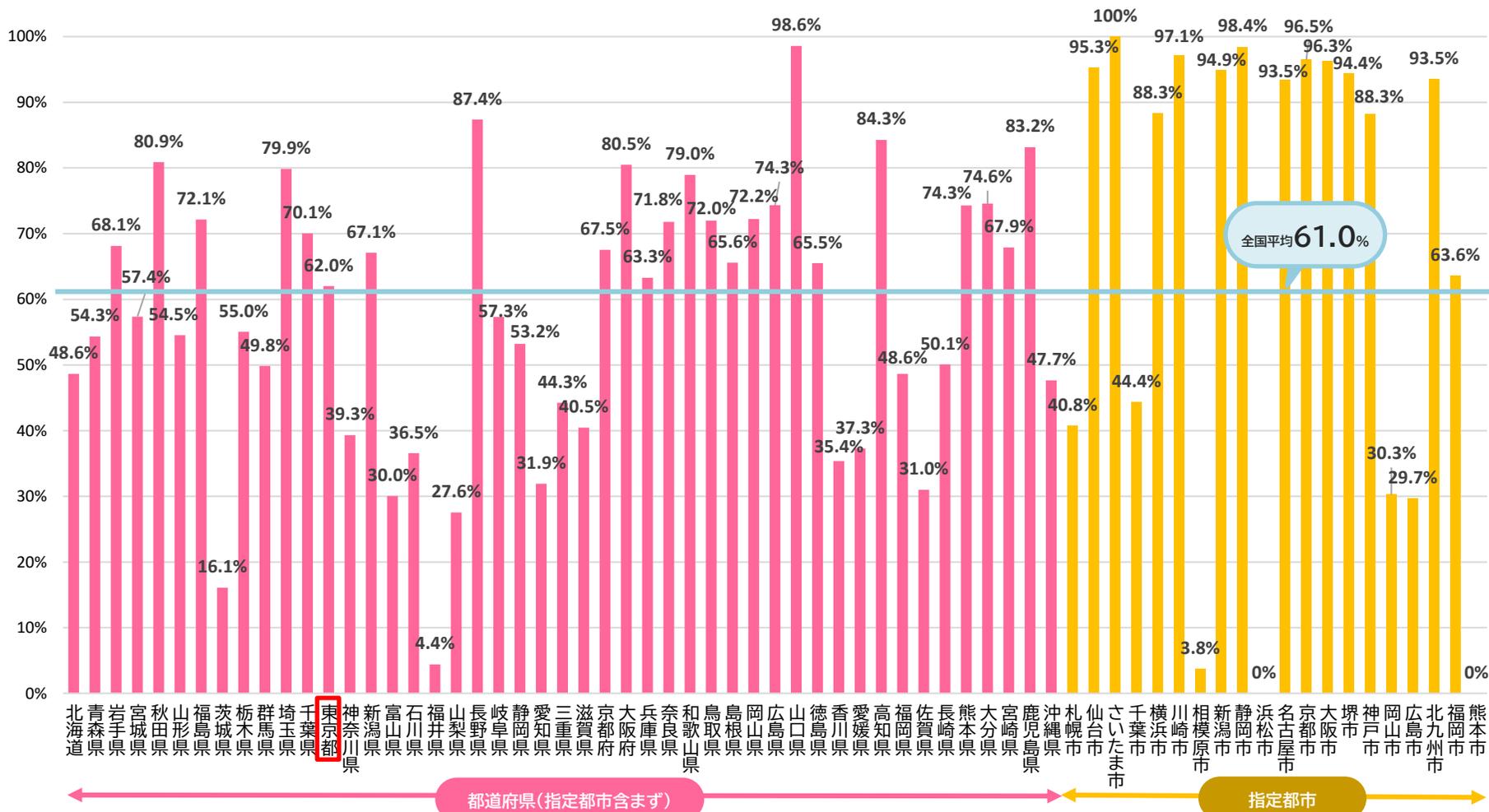


■ R3 ■ R4 ■ R5

地域学校協働本部の整備率

令和5年5月1日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

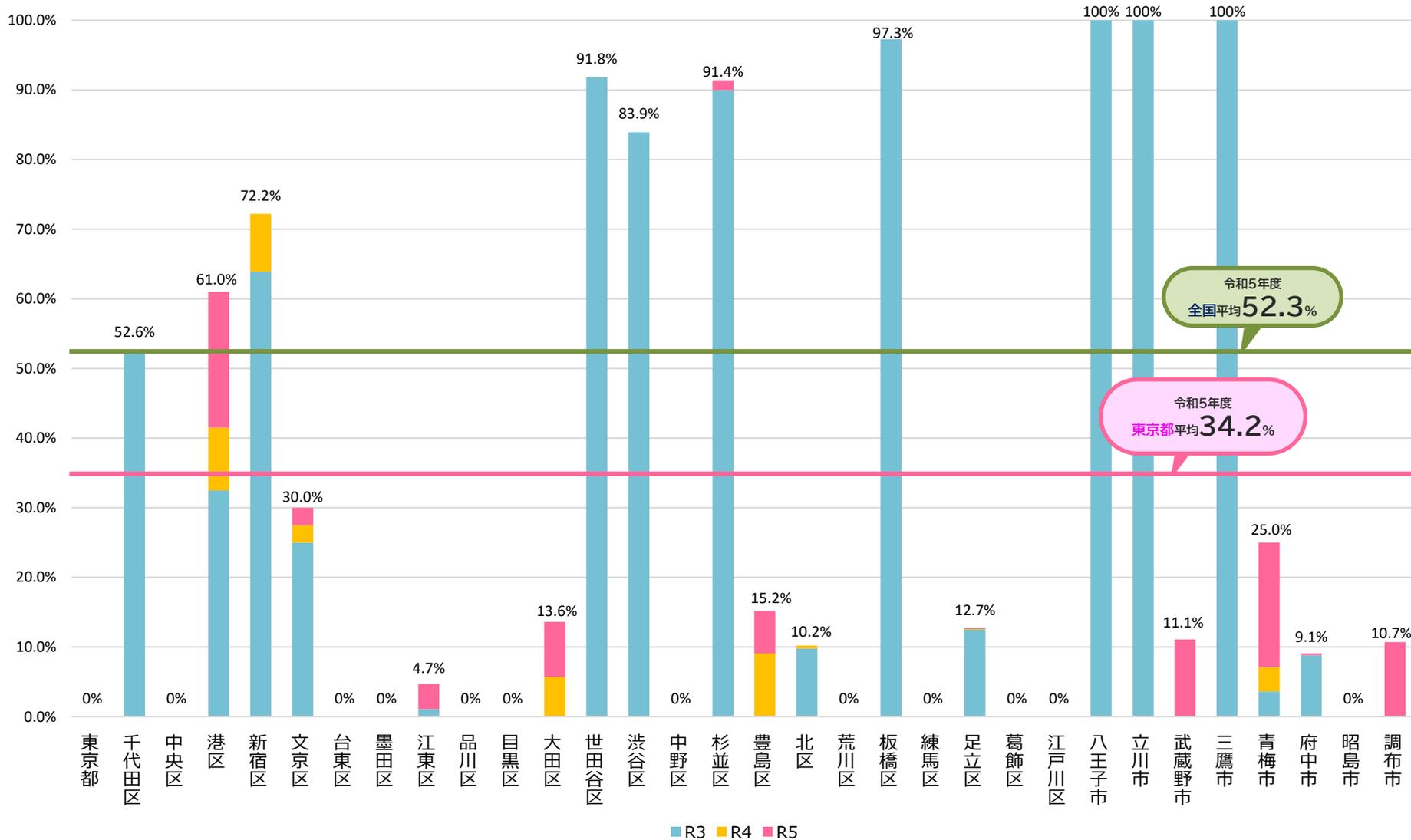


コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

東京都①

各年度とも
5月1日時点

自治体別/全学校種

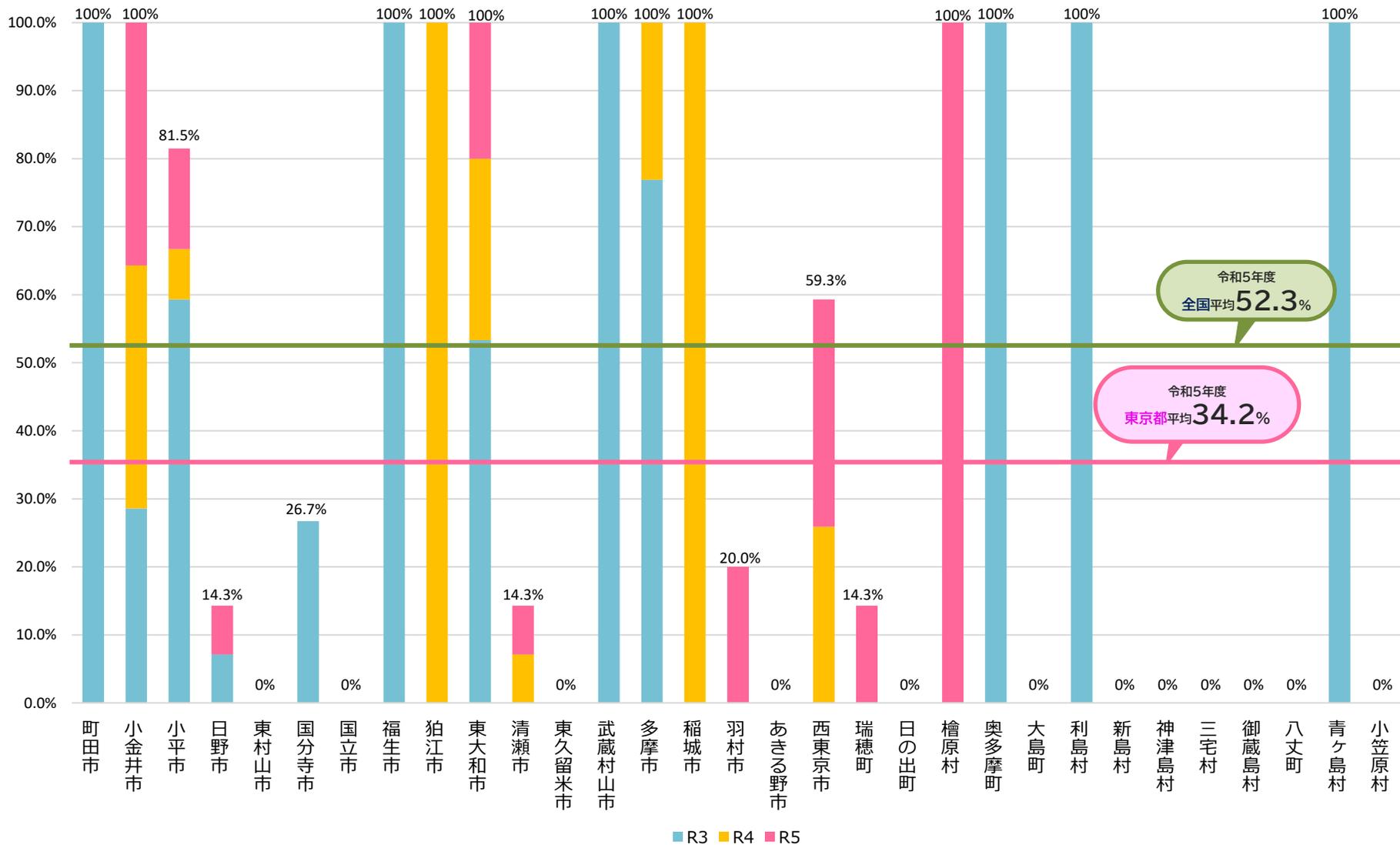


コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

東京都②

各年度とも
5月1日時点

自治体別/全学校種



7.【東京都のこども政策】の特徴

東京都こども基本条例

東京都こども基本条例

「子どもの権利条約」(※)の精神にのっとり、**子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にする**という基本理念を明確化

子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等**多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定**

子供施策に係る**総合的推進体制の整備**について規定

※子どもの権利条約：子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

これまでの取組と今後の方向

2022年度
2023年度

普及啓発のコンテンツ制作を中心としたフェーズ



1 条例ハンドブックの制作・配布

2 条例解説動画の制作・発信

2024年度
以降

条例理念の理解促進を図る本格的な普及啓発フェーズ



国内外の多様な主体との連携を通じて、普及啓発の場や意見交換等を行う場を創出

東京都こども基本条例

今後のアクション

子供たちと日常的に接する大人への普及啓発

(子供政策連携室)

新

- 研修や出前講座等の地域レベルでの草の根的な対話を通じ、日常的に子供たちと接する教員、保育士、保護者等への条例理念の普及啓発を促進
- 出前講座や地域活動を起点として、アーカイブ映像を広く発信することで他地域にも取組を拡散



子供が主体となったポスターコンクール事業

(子供政策連携室)

新

- 小学生や就学前児童など、デジタルの広報が届きにくい世代に対しても訴求できるよう、ポスターコンクールを実施
- 条例の理念をテーマに取り入れたポスターの「制作」、「選考」に子供自身が主体的に参画する機会を創出することにより、子供たちの条例理解を促進するとともに、条例の理念を実践



こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」

(子供政策連携室)

新

- 子供政策に関する先進都市の子供と都内の子供が一堂に会し、各都市における子供参画の取組等について意見交換等を実施
- 都内の子供たちが国内外の子供政策に関する先進事例に触れる機会を創出するとともに、子供たちが自らの言葉で条例の理念を発信
- 子供たちは、2024年度の国内シンポジウムを経て、2025年度の国際シンポジウムにも参加



普及啓発コンテンツを活用した広報

(子供政策連携室)

新

- 各普及啓発コンテンツのターゲットとする世代ごとに訴求力のあるチャンネルを効果的に選択し、プッシュ型広報を展開
- プランニング、運用、検証のPDCAサイクルにより広報の効果を高め、条例の理念を社会全体に効果的に発信
- 検証に当たっては、解析ツール等を用い、年齢・性別、地域、掲載媒体など、様々な観点からデータを分析し、分析したデータを基に、広報効果の高い広告媒体へ機動的に変更



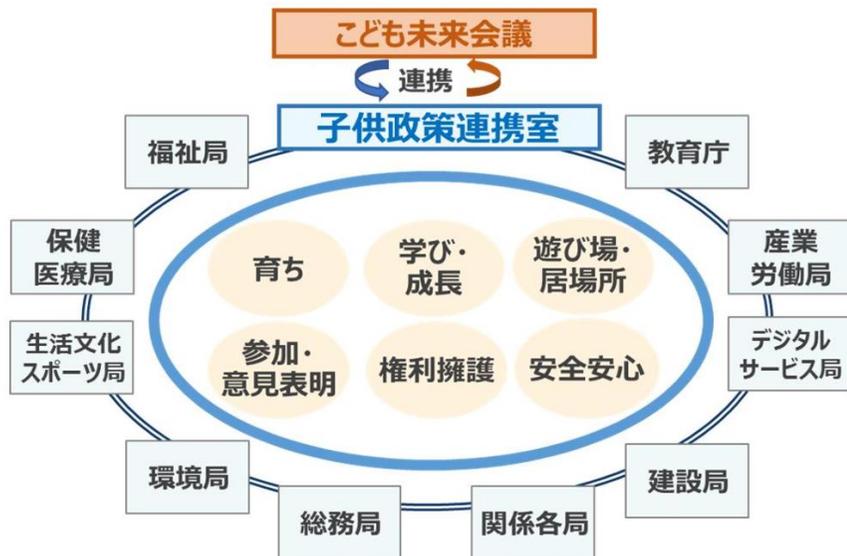
こども未来会議

○ 「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、従来の枠組みに捉われない幅広い視点で、先進的な子供政策の方向性を議論・発信

こども未来会議における議論

- ✓ 「子供の笑顔」の視点から議論
- ✓ 福祉・教育等、従来の枠組みに捉われない議論
- ✓ 海外等の先進事例を踏まえ、エビデンスに基づいた議論
- ✓ 「子供との対話」を通じた子供の目線に立った議論

こども未来会議での議論を
都の子供政策に反映し、バージョンアップ



こども未来会議の委員

子供政策の有識者やミレニアル・Z世代のNPO代表等が参画



秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員
石山 アンジュ	一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 一般社団法人Public Meets Innovation 代表理事
大空 幸星	特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長
大谷 美紀子	国連子どもの権利委員会 委員、弁護士
小林 よしひさ	タレント (NHK「おかあさんといっしょ」第11代目体操のお兄さん)
松田 恵示	東京学芸大学 理事・副学長

(2024年1月現在、五十音順、敬称略)